

令和 8 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 8 年 6 月

第444回長野県議会(定例会)会議録(第5号)

令和 8 年 6 月 26 日(金曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 矢 島 武
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 青 木 英 明
総 務 部 長 高 橋 寿 明
県民文化部長 小 池 広 益
県 民 文 化 部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産業労働部長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 柳 井 和 則

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公営企業管理者
企業局長事務取扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員

下 條 伸 彦
根 橋 幸 夫
千 代 登
森 下 淳
平 林 高 広
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 村 井 昌 久
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 半 崎 洋 一
議事課委員会係長 山 田 淳 貴
議 事 課 主 査 赤 地 佳 菜

議 事 課 主 査
総務課課長補佐兼
庶 務 係 長
総務課経理係長
総務課担当係長

石 坂 太 朗
村 田 吉 弘
萩 原 晴 香
東 方 啓 太

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

陳情取下げの件（日程追加）

議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

陳情取下げの件

議員提出議案

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、早川大地議員。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）おはようございます。飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問いたします。

5 月 27 日、リニア中央新幹線の沿線自治体でつくる建設促進期成同盟会の総会が開催され、片山さつき財務大臣や、阿部知事をはじめ沿線の知事の皆さんより、静岡工区について大きな期待を寄せている旨、言及がありました。

3 月末に、静岡県は、J R 東海に解決を求めた 28 項目の課題を全て了承し、大井川流域の首長も了解し、6 月 22 日に住民説明会が完了いたしました。6 月 23 日の静岡県議会で、鈴木知事

は、静岡工区の着工の判断に必要な材料は確実に整いつつあると認識しており、それほど遠くない時期に何らかの考えをお示しできると述べました。さらに、関係者によると、鈴木知事は、県議会閉会日の7月7日に着工の容認を正式に表明し、法令の手続などが順調に進めば、7月12日にＪＲ東海と静岡県の自然環境保全条例に基づく協定を締結する方向で最終調整していると一部報道がありました。静岡工区の着工に期待が高まります。

さて、リニア中間駅が設置される長野、岐阜、山梨、神奈川の４県が共同で申請した地域再生計画が3月31日に内閣府に認定されました。共通テーマとして、生活・交流、産業・しごと、観光、交通ネットワークを設定し、４県連携事業に新たな圏域の交通ネットワーク形成事業、圏域を超えた新しい暮らし、魅力の創造事業、次世代のビジネスフロンティア形成事業を掲げております。期間は本年3月31日から５年間となります。その地域再生計画を踏まえた県としての取組について今後どのように進めていくのか、阿部知事に所見を伺います。

リニア長野県駅の駅前広場や二次交通について、下伊那郡町村会は、4月15日、飯田市と長野県との意見交換会を初めて開催しました。飯田市は、県駅北側にバス、タクシー、一般車の乗降場所や駐車場を含む交通広場を整備する計画ですが、具体的なバスの路線についてはまだ想定されていないことが明らかになりました。

また、停車場は、タクシーは北側２台、南側２台の計４台、バスは北側３台、多目的空間３台の計６台と聞いております。

飯田・下伊那の公共交通や昼神温泉等の観光施設の民間バス、さらに、上伊那においては、上伊那の公共交通や駒ヶ根市の早太郎温泉等の観光施設のバスを考えた場合、やや不十分だと思われま

す。ＪＲ東海より一日当たりの便数が発表されていない中、想定は難しいのかもしれませんが、上伊那も含め、公共交通や民間バスの需要を丁寧に検証し、交通広場の活用についてもっと経済合理性を追求すべきと考えますが、長野県としての所見を平林リニア整備推進局長に伺います。

さらに、一部の地元町村長から、飯田線のリニア駅の乗換駅について再考してはどうかとの意見があります。現在の飯田線の元善光寺駅は、リニア駅まで1.3キロメートルですが、乗換駅を想定した場合、約300メートルまで短縮され、徒歩圏内になります。

下伊那の首長の皆さんからも指摘されておりますが、上伊那や諏訪圏の皆さんは、飯田線とのアクセスを大変気にかけております。当然ながら、周辺住民の生活への配慮、想定される乗換新駅の設置コスト約10億円も念頭に慎重に進めるべきと理解しておりますが、隣県の山梨県駅は高速道路と直結、岐阜県駅はＪＲ中央線と接続を予定しており、長野県駅の交通アクセスが見劣りしないよう、乗換駅を含めて検討していく必要があります。阿部知事の所見を伺いま

す。

また、リニア長野県駅へのアクセスについての意見は、本年度中に再開する方向のリニア駅アクセス検討会議で聞いていくと思いますが、リニア長野県駅の利活用や二次交通も含めた上伊那地域や諏訪地域の意見はどのように取り入れていくのか、平林リニア整備推進局長に所見を伺います。

以上のとおり、リニアに関して、長野県では多くの課題を現場で抱えております。

一昨年(2016年)の11月定例会の一般質問や一昨年(2015年)12月の南信州執務週間では、長野県駅近くへの県リニア整備推進局の移転について阿部知事より前向きなコメントがございました。そして、昨年(2017年)6月定例会の一般質問では、リニア整備推進局のサテライトオフィス設置を検討する旨、阿部知事より答弁いただいております。今定例会では、長野県駅から県内各地への人の流れを目的別に予測・分析し、需要をシミュレーションする事業の補正予算を提出しており、大変心強く感じております。長らく停滞していた静岡工区の着工が年内に見込まれる中、リニアバレー構想を具現化するためにも、リニア整備推進局のサテライトオフィスの現地設置を進めるべきと考えますが、阿部知事の所見を伺います。

次の質問に移ります。

高市早苗政権が打ち出す各地方に先端技術の集積地をつくる地域未来戦略に対応し、部局横断で地域産業のクラスター計画や成長プランの策定を進めるべく、長野県は3月17日に長野県地域未来戦略推進本部を立ち上げ、第1回会議を開いており、今後の展開に期待が高まります。

政府が日本成長戦略会議で示した戦略17分野の中で、長野県として航空・宇宙分野が最も可能性の高い分野の一つと考えます。なぜならば、2014年より長野県、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の5県の大手機体メーカーや中堅・中小サプライヤーの工場用地など、102地区288の企業・団体がアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区として国より指定を受けております。欧米先進地域と肩を並べ、新興国の追随を許さない一大集積地の形成のため、特区の区域に指定されております。長野県では、飯田・下伊那、上伊那・諏訪エリアの企業が多数含まれております。

国が定めるクラスター計画は3パターンに分かれ、熊本のT S M Cや北海道のラピダスのような、都道府県を超えた国が主導する大規模投資を想定した戦略産業クラスター計画が、最上位となります。また、地域産業成長プランとしては、市区町村をまたぐ都道府県単位の地域産業クラスター計画、市区町村から都道府県単位の地場産業成長プランがあります。

5県の航空・宇宙産業の取組は、まさに最上位の戦略産業クラスター計画に当てはまると考えられますが、戦略産業クラスター計画となるよう、今後ほか4県とどのように連携して取り組んでいくのか。

また、戦略産業クラスター計画に採用された場合、今までのクラスター形成特区以上に大手機体メーカーである三菱重工や川崎重工業といった大手企業との協業を強化することにより、南信地区の中小企業にとって飛躍的に成長できる大きなチャンスと考えますが、どのように取り組んでいくのか。

さらに、愛知県、静岡県、三重県は南海トラフ地震のリスクが非常に高いため、三遠南信自動車道や中部横断自動車道を活用しながら、中長期的には南信に優良企業の工場移転を促す好機と考えます。以上、米沢産業労働部長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

様々な事情で親元を離れざるを得ない子供たちは、乳児院や児童養護施設で暮らしてきましたが、2016年の児童福祉法の改正により、子供の権利保障のため、家庭と同じ養育環境が重視されるようになりました。

しかしながら、全国的に里親登録数や里親への委託率は低迷しております。長野県では、実親と離れて暮らす子は2025年3月時点で県内に556人で、このうち里親家庭やファミリーホームにいる子は119人で、全体の21%程度です。また、里親登録は266家庭にとどまっております。

里親を支えるには、現状、児童相談所だけでは不十分であり、県内では、乳児院等が母体となり、里親支援センターを5か所、また、民間フォostリング機関を3か所、ここ数年で設置されております。また、本年4月、長野県は日本財団と里親の普及に向けた協定を結び、里親が乳幼児を数か月預かる緊急里親事業などに取り組む3団体に計4,692万円の資金援助をしています。

長野県社会的養育推進計画では、2030年3月までに現在の2倍に近い500家庭の里親登録を目標に掲げておりますが、実態としては、里親への理解や認知度の低さからかなり厳しいと考えますが、今後、目標の実現に向けて、里親の普及活動の強化をはじめどのように取り組んでいくのか。

また、里親委託を推進する上で、社会的養護に関する専門性を有する乳児院や児童養護施設の皆さんの協力が不可欠だと思いますが、今後どのような協力を得て里親委託の推進に係る補完体制を実現していくのか、酒井こども若者局長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

ここ10年で、長野県内では、病気になった子供を一時的に預かる病児保育が拡大しております。長野市、松本市、東信、上伊那等で、病児保育室を増やしたり、民間が参画したり、家庭に保育士を派遣する訪問型も広がりを見せております。

近年の働く女性の増加を受け、今後も地域の医療・介護等を支えるエッセンシャルワーカーのためにも、急に体調不良を訴えた子供を看病できる体制を整備する必要があります。当然な

がら、病気の子供を預けてまで働くことに抵抗感を示す方々がいることも承知しております。特に先進的に取り組んでいる上伊那地域では、現在、伊那市、箕輪町、駒ヶ根市、飯島町、昨年からは辰野町、中川村と合計6市町村の病院やクリニックで病児保育に取り組んでおります。

一方、私の地元飯田・下伊那では飯田市に一つのみで、下伊那北部の皆さんは上伊那の施設を利用せざるを得ないのが実態です。

国や県は病児保育の広域連携を推進しておりますが、香川県や大阪府より広い飯田・下伊那では、下伊那南部や西部から片道40分から1時間かけて飯田市の病児保育施設に預けることは現実的ではなく、2024年度は、阿南町など7町村の利用者はゼロでした。

一方、そのような状況下においても、飯田市の施設では例年600人程度が利用し、予約がいっぱいでお断りした人数やキャンセル数を考慮すると、利用者の倍近いニーズがあると考えられます。

2024年より、こども家庭庁は、当日キャンセルに対し補助する等、国を挙げて取り組んでおりますが、地元小児科医の先生方のお立場や各自治体の厳しい財政を考慮すると、自治体によって温度差があるのは否めません。長野県として、今後、病児保育の地域格差の是正に向けてどのように取り組んでいくのか、酒井こども若者局長の所見を伺います。

次の質問に移ります。

昨年11月、国家公安委員会の規則の改正で、警察官がライフル銃で熊を駆除できることになり、長野県警は緊急時にライフル銃を使った駆除ができる熊駆除対応プロジェクトチームを本年6月9日に発足しました。

県警のプロジェクトチームは、本部と熊が出没したエリアの警察署などで構成され、ライフル銃を使うのは射撃班です。出動するケースは、市街地などに熊が出た際に猟友会を確保できないときや市町村による緊急銃猟が難しい場合と想定されております。本年も熊の目撃情報は急増しており、県警のプロジェクトチームへの期待は非常に高まっております。

その中で、ライフル銃を扱える警察官の確保は重要な課題であります。2028年、信州やまなみ国スポでビームライフル競技が正式種目になりますが、ビームライフル競技に取り組んでいる高校・大学の射撃部出身の学生の新卒採用ということも考えていく必要があると思います。大学においては、50以上の大学で射撃部を擁しています。また、ライフル銃に熟練した方の中途採用も前向きに検討すべきと考えます。

以上より、ライフル銃を使用できる者を警察官として新卒採用並びに中途採用し、人材の裾野を拡大させることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。また、熊を駆除するに当たり、本部と警察署の連携が改めて重要であります。対応状況についてはどうでしょうか。さらに、現場で対応する警察官の安全確保も重要であります。いかがでしょうか。以上、阿部

県警本部長に所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはリニアに関連して3点御質問をいただきました。

まず、地域再生計画を踏まえた取組についてという御質問でございます。

今回認定された地域再生計画は、リニア中間駅が設置される4県が広域連携を進めて中間駅の存在感を高めていこうということで共同で策定したビジョンであります。

当該計画を踏まえた本県の取組といたしましては、伊那谷地域を東京一極集中から多極分散型国家の実証モデル都市圏域にしていくということを目指すものでございます。

その実現に向け、広域的な交通体系の構築、次世代先端産業等へのチャレンジ、世界に選ばれる観光地域づくりと広域観光の推進、新たな暮らし方・働き方の先導モデルの形成など、部局連携による検討を進めてまいります。そのためにも、まずはリニア駅から各地に向けた人流データの調査分析を行うこととし、今定例会に補正予算案を提案させていただいたところでございます。

また、4県の共通テーマとして、生活・交流、産業・しごと、そして圏域をつなぐ観光、これらを支える交通ネットワーク、こうした4分野がございます。本県としても、各県との連携をしっかりと行いながら取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、長野県駅の交通アクセスについて、乗換駅も含めてよく検討していく必要があると思うが所見を伺うという御質問でございます。

リニア中央新幹線の長野県駅への交通アクセスにつきましては、まずは道路ネットワークをしっかりと生かしていこうと。本県は、リニア開業に向けてインフラ整備を進めて、東京に対して伊那谷人口の85%を90分圏域内、名古屋に対しては伊那谷人口の60%が60分圏域内となるようリニア関連道路の整備事業を進めてきているところでございます。そうした観点で、諏訪湖スマートインターチェンジや座光寺スマートインターチェンジが既に供用開始されているところでございます。加えて、県としては、座光寺スマートインターチェンジと長野県駅を直結する座光寺上郷道路の整備を行っているところでございます。

飯田線との接続方法につきましては、駅周辺整備を進める飯田市が主体となって検討し、乗換新駅ではなく、今後の時代の変化や技術進歩を踏まえ、新しい交通システムを考慮した既存駅への接続方法を検討することといたしております。このことについては、伊那谷自治体会議を通じて関係市町村とも認識を共有しているところでございます。

県としては、長野県駅の交通アクセスは、伊那谷全体、ひいては長野県全域にリニアの効果を及ぼしていくため、極めて重要なことだというふうに考えております。今後、リニアバレー構想を具体化していくわけでありますが、リニア開通の効果を県内多くの地域が最大限享受で

きるよう、交通アクセスの向上について関係市町村と共に鋭意検討を行っていきたいと考えております。

最後に、リニア整備推進局の現地設置について御質問をいただきました。

リニアバレー構想の具体化に向けては、今後、市町村とデータに基づく議論を積み重ねながら具体的な地域振興策の構築も進めていきたいと考えております。そのためには、南信州地域振興局や関係する地域振興局とリニア整備推進局がしっかり連携して、市町村をはじめ地元の事業者、経済団体といった多くの皆様方と問題意識や方向性を共有して共に進めていくということが重要だというふうに考えております。

円滑なコミュニケーションを行っていく上では、より身近な南信州地域でこうしたリニア関係の県の業務を行っていくことが有効ではないかというふうに考えております。そのため、リニア整備推進局の機能移転について、昨今の静岡工区の着工に向けた動きやリニアバレー構想の実現に向けた市町村との議論の本格化など状況が変化してきておりますので、こうした変化を踏まえて早急に具体化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部リニア整備推進局長平林高広君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（平林高広君） 私にはリニア整備推進について2点御質問をいただいております。

まず、リニア長野県駅の交通広場についてでございます。

リニア長野県駅前の交通広場については、現在、その一部について、令和10年度の供用開始に向け、設置主体の飯田市において整備が進められているところでございます。現在の設計は暫定的なものでございまして、乗車場等将来不足時の増設や次世代モビリティの普及による価格の可変性に対応できるよう柔軟な計画となっていると承知しております。

県としては、今後、南信州や上伊那地域の関係市町村と共にリニアバレー構想の具体化を図ってまいります。その基盤となるのが公共交通を含む二次交通であり、交通のハブとなる交通広場は、利便性を確保し、かつ効率的、合理的なものであるべきと認識しておるところでございます。

今後は、リニアバレー構想の具体化の検討とともに、関係市町村や交通事業者などから構成されるリニア駅アクセス検討会議において二次交通などの議論を進めてまいります。それらの議論を交通広場の設計、最終的な姿につなげていきたいと考えております。

続きまして、リニア長野県駅の利活用や二次交通について、諏訪地域、上伊那地域からの意見の取り入れ方についてでございます。

リニアバレー構想においては、リニア長野県駅の利用が多く見込まれる上伊那・南信州地域

を、伊那谷交流圏として、リニアの整備効果や地域発展について一つの枠組みとして検討を進めていくこととしております。

今後、リニアバレー構想の具体化のために地域振興策や二次交通の検討の場を設ける予定でございますので、リニア駅アクセス検討会議とともに、上伊那地域の意見も丁寧にお聞きしてまいります。

加えて、伊那谷交流圏と隣接する諏訪地域につきましては、飯田線や中央自動車道を利用した二次交通による長野県駅のアクセスを検討することが諏訪地域の振興に資するものと考えておりますので、今後、諏訪地域の皆様にもリニアバレー構想の具体化のための検討の場へ参加をお願いし、リニアの開通の効果を最大限生かせるよう取り組んでまいります。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には国が進める戦略産業クラスター計画について3問御質問をいただきました。

まず、愛知、岐阜、三重、静岡の4県との連携についてのお尋ねです。

これまで、本県では、2014年6月に指定を受けたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区の枠組みの下、愛知、岐阜、三重、静岡の4県と連携し、規制緩和の活用や設備投資の促進、海外展開支援などに取り組み、航空・宇宙産業の一大集積地の形成を進めてきたところです。

こうした取組は、各県の産学官が広域的に連携して発展してきたものであり、議員御指摘のとおり、国が主導する戦略産業クラスター計画に合致する取組であると認識しております。そのため、中部経済産業局においては、航空・宇宙・防衛分野を対象に、管轄区域を超えた長野県を含む5県を対象とした戦略産業クラスター計画の素案を策定し、本年5月に公表したところです。

この公表については、長野県においてもしっかりと管轄区域を超えた内容に取り組んでいたできるように申出をしてきたところです。本素案では、特区の取組を基盤としつつ、5県が一体となって産学官連携による研究開発、人材育成、実証試験等を推進し、戦略的な産業集積の形成を目指すこととしております。

戦略産業クラスター計画は、特に民間の大規模投資と産業を支えるインフラの整備が重要な要素となっていることから、現在策定を進めている本県の地域産業クラスター計画の取組の中で、県内事業者の投資計画の把握や本県の航空・宇宙産業振興の取組を中部経済産業局と共有するとともに、他県と連携して特区における県境を超えた一体的な取組をより充実させることによって戦略産業クラスターとして採択されるように、中部経済産業局としっかり連携して取り組んでまいります。

次に、戦略産業クラスター計画に採用された場合の大手機体メーカーとの協業の取組についてです。

本県においては、先ほど申し上げたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区や、これまでの10年間にわたる長野県航空機産業振興ビジョンに基づく取組により、三菱重工や川崎重工業といった大手機体メーカー等との取引に結びつく県内企業も生まれるなど、着実に成果を上げてきたところです。

大手機体メーカー等との連携強化は、本県中小企業の高度な技術力を生かした新たな市場の獲得につながる重要な機会であるとともに、連携によって技術の高度化や生産体制の強化が進むことによる本県産業の発展にもつながるものと認識しております。国が計画する戦略産業クラスター計画策定により、さらに大手機体メーカーとの結びつきが強まる好機と捉えております。

このため、県内企業の受注機会の拡大に向けて、国と連携した企業間マッチングの強化や、求められる技術・品質水準への対応支援、試験研究機関の開発、試験機能の強化など国の計画の策定に併せて充実を図り、さらに大手機体メーカーとの協業の実績を上げられるように取り組んでまいります。

最後に、航空・宇宙産業の優良企業の工場誘致についての考え方です。

国の戦略産業クラスター計画が採択された場合に、今後、航空・宇宙産業の主要企業が集積する東海地域との広域連携が一層強化されることが見込まれます。また、三遠南信自動車道や中部横断自動車道の整備により交通アクセスのさらなる向上が期待され、サプライチェーンの最適化や災害時のリスク分散の観点から、本県の立地環境としての優位性は一層高まるものと認識しております。

さらに、南信地方をはじめ、本県には、精密加工や電子・電気機器分野など高度な技術力を有する企業が集積しており、これら事業者との連携は県外企業にとっても大きな魅力となっているものと考えております。

このような状況を踏まえ、県としては、国の戦略産業クラスター計画や、本県において検討を進めている航空・宇宙分野の地域産業クラスター形成の取組の中で、市町村と連携しながら事業者のニーズをしっかりと把握し、誘致企業の具体化について着実に取組を進めてまいります。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、里親委託の推進に向けた今後の取組についてでございます。

県では、社会的養護が必要な子供に対し、愛着形成を基盤とした健全な成長を支援するため里親委託を推進しており、県社会的養育推進計画では、令和11年度までに里親委託率を乳幼児75%、学童期以降50%と目標設定しております。

里親委託の推進には、登録、マッチング、定着といった段階に応じた支援が必要ですが、子供に適した里親家庭を見つけやすくする上で、里親登録数を増やすことが何より重要です。県では、SNS広告、里親特設ホームページへの里親インタビューの掲載等を行ってまいりました。また、今年度は、地域の商店や企業等への啓発ポスターの掲示を行い、認知度向上に取り組んでおります。

さらに、登録や委託後の心理的ハードルを下げたり、委託後、安心して養育ができるよう、相談、研修、マッチング、委託後支援等を一体的に行う里親支援センターを本年度までに5か所設置し、きめ細やかな支援を行っております。

また、昨年度、民間企業等と協働し、登録後から委託先決定までの取組を効果的に進めるため、実親への説明マニュアルや子供と里親の適合性を確認するマッチングシートを作成したところであり、本年度から関係者で活用し、支援を強化してまいります。今後、これらの取組に、関係機関を増やしたり連携を強化しながら取り組んでまいります。

次に、里親委託の推進における乳児院、児童養護施設による補完体制についてでございます。

里親委託を進める際は、里親家庭だけが養育を担うのではなく、児童相談所、里親支援センター、乳児院や児童養護施設等が連携し、地域全体で里親家庭を支える体制づくりが重要と認識しております。

特に、乳児院や児童養護施設は、様々な背景を持つ子供への養育により専門的な知見を有しており、これまで、里親等への研修や養育支援等を、また、乳児院等は里親支援センターの運営による包括的な支援など、施設入所だけでなく、里親推進等に係る重要な役割も担っていただいております。加えて、里親家庭や里子の事情で里親委託の継続が困難となり、やむを得ず委託解除した場合にも速やかな保護や入所の対応をいただいております。

一方で、県計画の目標実現には、乳児院や児童養護施設、市町村等の関係機関と連携した取組を一層強化する必要があります。このため、県では、先ほど申し上げました里親に関する県の取組を進めてまいります。

また、乳児院や児童養護施設には、専門性の高い入所ケアは維持していただきつつ、里親支援センターや里親を含む地域の家庭への支援を行う児童相談の専門支援機関である児童家庭支援センターへの多機能化の推進等により、議員御指摘の補完機能を一層発揮いただくことが大切であると考えております。

今後、地域全体で里親委託の推進や児童虐待の未然防止に向けた支援が進むよう、県では児

童相談所の支援力強化や地域懇談会において議論を行うなどしながら地域の体制強化に取り組んでまいります。

最後に、病児保育の地域格差是正に向けた取組についてでございます。

病児保育は、働く保護者が安心して子育てと仕事を両立する上で重要なものであり、現在、広域利用を含めると、約9割の69市町村で利用が可能となっております。

一方で、地域によっては病児保育を実施する施設数が限られていること、広域利用時の移動に多くの時間を要する場合があること、予約が取りづらい場合があることなど、利用のしやすさの面で地域差が生じている状況もございます。また、保育士や看護師の人材確保、運営コストの負担など、安定的な実施に向けた課題もあると認識しております。

県では、県内のどこに住んでいても必要なときに病児保育が利用できる環境の整備に向け、市町村が実施する病児保育の施設整備や事業運営に対して補助を行っております。また、国においても補助単価の引上げが順次図られているところであり、引き続き市町村に対してこれら支援制度の有効活用を促してまいります。

また、県と市町村による子育て支援合同検討チームにおいて病児保育に関する全国の先進事例の共有や意見交換を行うとともに、市町村へのヒアリングを通じて課題やニーズの把握等も行いながら病児保育の取組を支援し、保護者が必要なときに安心して病児保育を利用できる体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には2点御質問をいただきました。

1点目のライフル銃を使用できる人材の採用についてお答えいたします。

熊の駆除におけるライフル銃使用につきましては、平素から、ハイジャック等重大テロ事件や銃器使用の凶悪犯罪等の発生に備え、ライフル銃の取扱いや射撃について必要な訓練を行い、習熟している機動隊員に熊駆除任務の特性を踏まえた追加的な教養、訓練を行うことで対応することとしており、ライフル銃使用の資格、技能を有する方を特別採用することは現時点では考えておりません。もとより、多種多様な事案を取り扱う警察において、人材の裾野の拡大は望ましいと考えており、今後とも様々な経験、技能等を有する人材の確保に努めてまいります。

2点目の警察本部と警察署の連携と現場で対応する警察官の安全確保についてお答えいたします。

熊駆除任務の遂行に当たっては、警察本部と警察署が緊密に連携し、一元的指揮の下、一体となって対応することが極めて重要でありますことから、このたび、長野県警察熊駆除対応プロジェクトチームを発足させたところであります。同プロジェクトチームの下で、関係部門合

同で教養・訓練を実施するとともに、現場の指揮に当たる警察署長や生活安全課長を対象とした研修会も実施し、対応要領や留意事項について関係者間で意思統一を図ったところであります。

また、現場で対応する警察官の安全確保につきましては、各警察署に対しヘルメットやプロテクター等の熊対策専用装備品を配備しているほか、今後も必要な装備品を計画的に整備することとしております。

今後とも、現場で活動する警察官の安全にも十分配慮しながら、地域住民の安全確保を最優先とした対応に万全を期してまいります。

以上です。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の皆さんより御答弁いただきました。

リニア静岡工区の着工に期待が高まる中、沿線自治体との連携並びに長野県駅の駅前広場や二次交通を含めたインフラ整備が今後一層重要となってきております。

阿部知事におかれましては、昨年、おととの御答弁とやや環境が変わったということで、力強いお言葉をいただきました。サテライトオフィスではなく、リニア整備推進局自体の現地への移転について早急に具体化を図りたいと、そういったお言葉をいただき、大変頼もしく思います。

また、政府が進める地域未来戦略における産業クラスターに関しては、政府方針をしっかりと受け止め、いかに創出していくのか、長野県の発展のために丁寧に検証していく必要があります。航空・宇宙産業においては、長野県として、もしかしたら唯一と言える戦略産業クラスター計画の枠組みに入る大きなチャンスでございます。

南信担当・木曾担当の新田副知事におかれましては、南信に行く際は、ぜひとも財界や行政並びに航空・宇宙産業に関わる企業や団体を訪問したり、また、愛知県の副知事と三河港活用についてお話しする際は、クラスター計画についてもぜひとも意見交換していただければ幸いです。

さらに、地域の安心・安全のために、熊対策の取組、里親制度への理解、病児保育の地域格差の是正についてもスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。信州の子供たちの健やかな成長を願い、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従い順次質問いたします。

まず、主伐・再造林への体制づくりについて伺います。

上伊那地域、木曽地域、下伊那地域をはじめ、県内には急峻な地形を有する森林地域が数多くあります。こうした地域で森林を適切に管理し続けることは、地域産業を守るだけでなく、県民全体の安心・安全を守ることにも直結いたします。

現在、戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎える中で、「伐って、使って、植えて、育てる」主伐・再造林への転換を進めることは、長野県林業にとって避けて通れない課題であります。県としても、限られた予算の中で、今後、主伐・再造林に重点的に予算を配分していく方向であると認識しております。私も、この方向性は必要であり、いつまでも間伐だけを中心とした事業体系では、地域林業も森林組合の経営も将来的には成り立たないと考えております。

これからの林業は、補助金に依存する体質から脱却し、木材をしっかり搬出して県産材として活用し、付加価値を高め、地域で稼ぐ林業へと転換していかなければなりません。そのためには、主伐・再造林を軸とした新たな事業体系を構築する必要があります。

一方で、現場の実態を見ますと、全ての地域が同じ速度で主伐・再造林へ移行できるわけではありません。急峻な地形、作業道の整備状況、所有者との調整、森林経営計画の内容、高性能林業機械の導入状況、人材確保の状況などにより、地域ごとに条件は大きく異なります。これまで間伐を主体として森林整備を進めてきた地域や森林組合にとっては、主伐・再造林への転換が必要であることは理解していても、機械、人材、路網、販売先、再造林後の保育体制が整わないまま急激に事業構造を変えることは容易ではありません。

私は、間伐をいつまでも続ければよいと申し上げているわけではありません。むしろ、間伐中心の事業体系から主伐・再造林を軸とする事業体系へ地域の森林組合や林業事業体が着実に移行できるよう、県が伴走して支援することが重要だと考えております。

そこで、千代林務部長に伺います。

県として主伐・再造林に重点的に予算を配分していく方向は理解いたしますが、間伐主体で事業を行ってきた地域、または森林組合や林業事業体が主伐・再造林を軸とする事業体系へ移行するためには、一定の準備期間と伴走支援が必要であります。県は、こうした移行期にある地域や森林組合等の実情をどのように把握し、円滑な転換をどのように支援していくのか、伺います。

また、主伐・再造林への重点化を進める一方、移行期の地域において雇用や事業量が急激に失われることがないように、間伐、路網整備、機械導入、再造林体制づくりを一体的に支える必要があると考えますが、県の見解を伺います。

とりわけ、我が上伊那地域における足元の造林予算の配分状況を見てみますと、全体枠の確

保や松くい虫対策への配慮をいただいたものの、現場の計画との乖離を懸念しております。再造林は要望どおり満額になった反面、森林整備の基盤である間伐等の予算は減少したと聞いております。しかも、その多くが里山整備へ重点配分された結果、奥山を中心に実直に間伐を計画してきた地元の林業事業体からは、これでは計画どおりの施業は進められないという切実な声が上がっています。

特に、上伊那地域は、近隣の木曽地域などとは異なり、地域を支える民間の林業事業体が非常に多いという明確な特性を持っています。だからこそ、主伐・再造林への移行期においては、個々の事業体が置かれた個々の事情や雇用の維持という現場の実態をきめ細かくしんしゃくしていく難しさがあると考えます。

そこで、予算配分の急激な重点化がもたらしている現場の戸惑いに対し、県として今後追加配分の可能性を模索するなど、事業体の個別事情に寄り添った柔軟な対応をどのように検討していくのか、見解を伺います。

次に、主伐・再造林の実態把握と急峻な地形における施業の在り方について伺います。

主伐・再造林を推進する上で重要なことは、本県において主伐された森林のうち、実際に植え替えが行われている再造林率の現状を把握することです。主伐を進めても、その後の植栽、下刈り、獣害対策、防護柵の維持管理が十分に行われなければ、森林の循環は成り立ちません。特に、急峻な地形では、下刈りや獣害対策の作業は苛酷を極め、コストも高く、転倒や転落などの労働災害リスクも高くなります。

主伐・再造林を進めるに当たっては、どの地域でどのような地形条件の下で再造林が行われているのか、また、再造林後の保育管理が現実に継続できているのかを把握することが政策判断の出発点になると考えます。

急峻な地形においては、主伐・再造林を進める場合でも、路網、機械化、低コスト再造林、保育管理を一体的に設計しなければなりません。一律に主伐を進めるだけでなく、地形や災害リスクを踏まえ、主伐すべき森林、間伐を重ねながら公益的機能を維持すべき森林を見極めることが重要であります。

そこで、千代林務部長に伺います。

本県における主伐後の実際の再造林率の現状を伺います。また、急峻な地形等により再造林しにくい人工林もあると考えますが、現状はどうか、伺います。

また、急峻な地形において主伐・再造林を進めるためには、地形条件を踏まえた施業の選択、低コスト化、保育管理体制の確保が不可欠であります。県として急峻地形における主伐・再造林をどのように現実的に進めていくのか、伺います。

次に、保安林制度の時代に応じた見直しについて伺います。

水源涵養や土砂流出防備など、住民の命と暮らしを守る保安林の重要性は言うまでもありません。長野県のような森林県において、保安林は県土の安全を支える重要な制度であります。

しかしながら、制度がつくられた時代と現在とでは、森林を取り巻く環境が大きく変化しております。気候変動による災害の激甚化、林業現場の深刻な人手不足、森林所有者の高齢化、担い手不足などにより、現場は大変厳しい状況にあります。

保安林制度の趣旨は守りながらも、急峻な地形や人手不足の実態に即してどのように森林を維持し、更新して、災害に強い山づくりを進めるのか。時代に合った運用を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、千代林務部長に伺います。

保安林内の森林整備は、人口減少や高齢化に伴う担い手不足に加え、急傾斜地での作業負担の大きさが課題となっています。このような中で、保安林内での再造林は、植栽本数などの要件が厳格に定められており、現場実態に即した施業要件の緩和が必要と考えますが、県の見解を伺います。

次に、森林経営計画における属人計画の運用と森林資源の持続可能性について伺います。

主伐・再造林を進め、持続可能な林業へ転換していく上で、森林経営計画の役割は大変重要であります。森林を計画的に伐採し、再造林し、保育し、次の世代へ健全な森林を引き継ぐためには、長期的な見通しに基づいた森林経営が必要であります。

その中で、富士見町議会からも属人計画の適切な運用と持続可能な森林整備を求める意見が出されております。ここで言う属人計画とは、面的な区域を基準にする属地計画とは異なり、森林所有者や経営受託者など人や事業体を単位として作成する計画であります。

効率的な施業や主伐・再造林の集約化に有効である一方、この計画が拡大すると、地域全体の森林整備方針との整合性が見えにくくなる懸念があります。森林経営の基本は、地域の資源バランスを取りながら木材生産と森林の公益的機能を両立させることです。木材やバイオマス需要の盛り上がりを背景に主伐へ極端にかじを切れば、持続可能性や防災、水源涵養、景観など多面的機能とのバランスが損なわれかねません。特に、個々の事業体が属人計画で施業を急ぐ一方で、市町村や地域住民との協議が不足すれば、どの山を切り、どの山を育て、どの山を守るのかという地域全体での面的な森林管理の視点が弱まるのではないかと懸念しております。

私は、属人計画そのものを否定するものではありません。主伐・再造林を進め、林業を成長産業へ転換していくためには、一定の規模の施業を確保し、効率的に森林整備を進める仕組みは必要であります。しかし、その運用に当たっては、地域の森林資源の成長量と利用量の均衡、地域森林計画や市町村森林整備計画との整合、さらには地域住民への説明と合意形成が欠かせません。

そこで、千代林務部長に伺います。

まず、森林経営計画における属人計画について、県はその制度の意義と役割をどのように認識しているのか、伺います。

また、属人計画の活用が進む中で、地域単位での森林資源の成長量と利用量の均衡、面的な森林管理、市町村森林整備計画との整合性を県としてどのように認識し、担保していくのか、伺います。

あわせて、属人計画の認定や運用に当たっては、市町村、地域森林事業体、地域住民への十分な説明と協議の機会を確保することが重要であると考えますが、県としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、高性能林業機械をはじめとしたスマート林業の推進について伺います。

間伐中心の事業体系から主伐・再造林を軸とする事業体系へ移行していくためには、高性能林業機械の導入、架線系作業システム、路網整備、人材育成が不可欠であります。しかし、高性能林業機械は非常に高額であり、森林組合や森林事業体にとって導入負担は大きいものがあります。地形条件が厳しい地域ほど機械化が必要である一方、採算性の見通しや事業量の確保が難しく、機械導入に踏み切れない現実もあります。

急峻な地形であっても安全性を確保し、労働負担を軽減し、若い担い手にとって魅力ある林業にしていくためには、高性能林業機械に加え、ドローンの苗木運搬、3Dレーザースキャナーによる森林解析、ICT技術を活用したスマート林業を推進していく必要があります。林業は、きつい、危険、稼げないというイメージを持たれがちであります。しかし、最新技術を活用し、若者が挑戦したくなる格好いい最先端の仕事へと変革していくことが担い手確保にもつながると考えております。

そこで、千代林務部長に伺います。

主伐・再造林の転換を進める上で、高性能林業機械をはじめとしたスマート林業は不可欠であります。県は、急峻な地形を有する森林地域における機械化、スマート林業の必要性をどのように認識し、今後どのように支援していくか、伺います。

また、高性能林業機械の導入費用は高額であり、地域の林業事業体にとって大きな負担となっております。国に対して急峻な地形を有する中山間地域での高性能林業機械導入に対する事業枠の拡大や、地域の実情に応じた支援制度の充実を求めていくべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、長野県産材のブランド化と今後の林業の展望について伺います。

木材価格が低迷したままでは、上伊那地域をはじめとする急峻な山で危険な作業に従事する現場の皆さんに十分な賃金を支払うことはできません。林業を持続可能な産業とするためには、

木材を単なる素材として安く売るのではなく、長野県産材の価値を高め、需要を拡大していく仕組みを構築することが必要です。

長野県独自の高付加価値なブランド群として確立するとともに、新たな市場や需要を県が先頭に立って発掘していく積極的な姿勢が必要であると考えます。ブランド材の魅力を県自らが可視化し、首都圏の大手ハウスメーカー等へ知事自らがトップセールスで強力に売り込んでいくべきではないでしょうか。

そこで、阿部知事に伺います。

長野県産材を長野県独自の価値を持つ高付加価値のブランド材として位置づけ、県がトップセールスで首都圏や大手ハウスメーカー等に売り込み、需要を拡大していく仕組みをどのように構築していくのか、伺います。

最後に、長野県林業は、主伐・再造林への転換、急峻な地形での施業、森林経営計画の適切な運用、スマート林業の推進、森林組合の経営安定、県産材のブランド化など大きな転換点に立っております。

主伐・再造林への方向性は必要であり、間伐だけに依存する事業体系から脱却しなければ、地域林業の将来はありません。しかし、その転換を現場が受け止めるためには、地域ごとの地形条件、森林組合の経営実態、担い手の状況を丁寧に見極め、機械化、路網整備、人材育成、県産材の販路拡大を一体的に進める必要があります。

補助金に依存する林業から付加価値を生み出し、若者が誇りを持って働ける稼ぐ林業へと転換するためには、県が明確な将来像を示し、移行期の現場を力強く支えていくことが重要であります。

そこで、阿部知事に伺います。

持続可能な農林業を実現し、中山間地域の雇用と森林の公益的機能を守りながら主伐・再造林を軸とした稼ぐ林業へ転換し、長野県産材の価値を高め、若者が将来を描ける林業へと進めていくため、県としてどのような決意で取り組むのか、伺います。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には、主伐・再造林への体制づくりをはじめ、森林・林業に関して合わせて10の御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

最初に、森林組合等の実情把握及び円滑な主伐・再造林への転換に向けた県の支援についてでございます。

森林組合等の実情につきましては、まず県が行う各種統計調査により、林業事業体ごとの従事者数や機械保有台数、主伐・間伐ごとの素材生産量や労働投下量などを毎年度把握しております。このほか、造林補助事業の事業者向け説明会や各地域振興局林務課に配置された林業普

及指導員による日頃の事業体との対話を通じまして、主伐への対応や再造林に関する課題、現場における困り事等を把握しております。

そうした中、特に主伐・再造林への移行期にある地域においては、再造林経費を十分に賄えるのか、これまで間伐を軸に森林所有者から整備の同意を得ていたものをいかに転換していくかといった懸念が上がっているところであります。

こうした懸念に対応するため、今年4月に策定しました主伐・再造林推進ガイドラインの実践編の活用や現地研修会の開催など、林業普及指導員の活動を通じまして、森林組合等の取組を後押しすることで、主伐・再造林への円滑な移行につなげてまいります。

続いて、再造林を一体的に支える体制についてお答えいたします。

主伐・再造林を軸とした持続的な林業へ転換していくためには、地域の実情を踏まえながら、森林組合等の経営や雇用の安定に十分配慮し、段階的な移行を図ることが重要であるというふうに認識しております。

このため、県では、主伐・再造林の推進と併せて、引き続き間伐や森林作業道等の路網整備への支援を行うとともに、高性能林業機械の導入等についても事業体のニーズに応じた支援を行っているところでございます。

また、主伐・再造林への移行を進める中で、雇用や事業量の急激な変動が生じないよう、10広域ごとに異なる課題を明確化し、それぞれの地域の実情に応じた林業普及指導を重点的に実施してまいります。

次に、事業体の個別事情に寄り添った柔軟な対応についてでございます。

間伐などの森林整備については、森林経営計画等に基づき事業体があらかじめ計画していたものを中心に、依然として多くの要望が寄せられております。このため、先般、事業者向け説明会を開催し、間伐関連予算にも配慮することをお示したところでありまして、現在は事業体等の皆様に活用していただけるよう準備を進めております。引き続き森林組合や林業事業体との個別の対話を重ね、各地域の実情や現場の課題を的確に把握した上で、県として効果的な間伐関連予算の配分に努めてまいります。

続きまして、主伐後の再造林の現状等についてお答えいたします。

本県の民有林における主伐後の再造林率は近年約6割となっておりまして、全国平均並みの水準となっております。また、人工林の面積のうち急峻な地形や道から遠いなどの理由で効率的な林業経営が難しい森林は、民有林人工林の約7割を占めております。ただし、こうした急峻な地形等であっても、林道が整備されている箇所や土壌条件に恵まれるなど優良な木材の生産が見込まれる森林については、主伐・再造林を進めていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、急峻な地形における主伐・再造林の進め方をどうするのかといった御質問でございます。

県林業総合センターのシミュレーションによれば、急峻な地形であっても、おおむね2ヘクタールを超えるまとまりがある森林では、作業道を開設する方法よりも木材を空中運搬する架線による集材のほうが効率的であることが明らかとなっております。

この架線集材のコスト低減やその後の保育管理に向けては、ドローンや架線を活用した苗木等の造林資材の運搬を効率化すること、枝葉を含めた伐採木全体の集材によりバイオマス利用を進め、資源の有効活用と収益性の向上を図ること、下刈りの回数を縮減することなどの取組が有効であると考えておりまして、これらの技術や手法の普及導入を支援してまいります。

今年2月には、架線集材技術の継承と今後のさらなる展開に向けまして、架線集材全国サミットを木曽町において開催し、森林組合等の林業事業体から架線集材に対する前向きな反応を得たところでありまして、今後も現場研修等により継続的な支援を行ってまいります。

次に、保安林制度の運用見直しについてのお尋ねでございます。

保安林制度では、森林の公益的機能の高度発揮のため、伐採の方法や間伐率、植栽本数などの施業要件が定められております。これらについては、森林施業を取り巻く環境の変化を踏まえ、国において適宜見直しが行われているところでございます。

令和4年度には、造林作業の省力化を図る観点から、植栽本数について、低密度植栽など地域で普及している標準的な本数まで縮減できるよう、現場実態に即した制度の見直しが行われたところであります。県としても、人口減少社会を迎え、今後一層重要となる様々な省力化の取組を保安林においても適用できるよう国に対して要望してまいります。

次に、森林経営計画における属人計画の制度の意義と役割についてお答えいたします。

森林経営計画は、一体的なまとまりのある森林を対象とする属地の計画と、森林所有者や受託者など人を単位として100ヘクタール以上の面積を基に計画する属人計画の両方で運用されておりまして、計画的な管理と持続的経営を目指すものであります。

属人計画の意義としては、小規模分散的な所有形態が多く、整備が進みにくい本県において、一定規模の面積を持つ森林所有者については、この属人計画に基づいて森林整備や路網整備などに主体的に取り組むことで経営の効率化が図られるほか、長期的な経営視点での木材生産が可能となるということでございます。

なお、県内の森林経営計画のうち、属人計画は件数では7%にとどまるものの、認定されている面積では52%を占めており、長期的な計画による森林整備を通じて、所有者の意思を反映した柔軟な木材生産のみならず、森林の持続的な管理と適正な利用の両立が図られているというふうに認識しております。

属人計画の認定確認と地域の合意形成についてでございます。

県が行う属人計画の認定・審査に当たりましては、森林整備の計画書を図面や市町村長の意見書等を基に確認しております。確認のポイントとしましては、詳細な地形図や現場確認を通じて、災害防止の観点から、効率的かつ一体的な路網整備の計画になっているかどうか、また、森林資源の持続的な利用の観点から、森林の成長量を超える過度な伐採になっていないかどうかを確認しております。

加えて、属人計画の運用段階におきましては、森林法に基づく届出書等によりまして、伐採量や再造林の実施状況を把握し、必要な指導を行うことによって、認定内容との整合性を担保しております。

あわせて、主伐など地域への影響が大きい森林整備については、属人計画の策定者に対しまして、県独自の主伐・再造林推進ガイドラインに沿って地域住民への十分な説明や協議を行い、地域の理解と協力が得られるよう指導しているところでございます。

続きまして、スマート林業の必要性和県の支援策についてのお尋ねでございます。

現在、林業におきましては、航空レーザー計測やA Iを活用した森林境界の明確化、ドローン映像による下刈りの必要性の判定、さらには架線集材機の遠隔操作化など、日進月歩で技術革新が進んでおります。特に、急峻な地形に対応する上でも、安全で働きやすく効率的な林業を実現するスマート林業は、若者の意欲に応え、挑戦心を引き出す魅力ある新しい林業の形であるというふうに考えております。

県の支援としましては、これまで、最先端技術の現場実装に向けた実証事業への補助やスマート林業技術の導入支援、人材育成研修の実施に取り組んでおり、県内では、延べ70の事業体においてドローンや衛星情報を活用した高精度な森林測量システムなどの活用が進んでおります。

今後も、引き続き、例えばI C Tや位置情報を活用した下刈り作業の遠隔化といった省力化と安全性向上につながる技術の導入支援を進めるなど、時代に即した支援に取り組んでまいります。

最後に、高性能林業機械の導入に対する国への要望についてでございます。

生産性や安全性の向上に不可欠な高性能林業機械につきましては、森林組合等の林業事業者からの支援要望も強く、全国知事会において必要な予算の十分な確保について毎年度継続的に国に対し提案や要望が行われております。本県におきましても、高性能林業機械の導入促進に係る予算の確保を毎年度求めているところであります。さらに、自動運転架線集材機の開発など、現場の実情や課題を踏まえた具体的な提案や要望を行っております。

今後も、急峻な地形を有する本県の実情を踏まえ、スマート林業の推進に資するよう、国に

対し必要な提案を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には林業に関連して2点御質問をいただきました。

まず、長野県産材のブランド化に関連して、今後需要を拡大していく仕組みをどう構築していくのかという御質問でございます。

県産材の需要の拡大を図っていくためには、まず認知度を高めていくこと、そして、ブランド化を進めていくことが非常に重要だというふうに考えております。このため、丸太については、高品質なものを木曽ヒノキや信州プレミアムカラマツとして差別化を図るとともに、製材品につきましては、強度が高い特性を有するカラマツ集成材などとして首都圏における非住宅分野での利用を進めてきたところでございます。

これまでも、私を含む県幹部職員等が首都圏の自治体やゼネコンに対して直接セールスを行ってきているところでございます。その結果、首都圏のビルや学校等で県産材の使用が広がってきているという状況にあります。例えば、今、東京駅近くの丸の内東京海上日動の20階建てのビルが建とうとしておりますけれども、その一部にも本県産のカラマツ集成材が採用されているところでございます。

今後も、建築物の施工者、設計者など幅広い関係者に認知していただくため、県としての営業活動の強化を図っていきたいと考えております。

また、近年、生物多様性等に配慮した森林認証材のニーズも高まっておりますので、こうした付加価値の高い県産材をしっかりとアピールし、安定供給体制を構築する中で需要の拡大につなげていきたいと考えております。

続きまして、今後の林業の展望についてという御質問でございます。

今年は長野県150周年という年ですが、やはり森林・林業政策は非常に長いスパンで物事を考えていくことが極めて重要だというふうに考えております。

しっかり将来を見据えた取組を行っていくことが必要だと思いますが、150年前、森林・林業は今とは全く違う位置づけだったというふうに思っております。エネルギーにしても、様々な生活用品にしても、あるいは住宅にしても、かなりの部分が木、森林から生み出されてきたわけであります。しかしながら、時代を経るにしたがって、ほかのものがこの木材が主流を占めていた領域を言わば侵食してきています。

ただ、いま一度この森林や木材の重要性というものが見直されてきているわけでありまして、先ほど申し上げたように、都市部のビルにおいて国内の木材を使おうという動きなど、まさにこれまでとは違った大きな変革が起き始めているというふうに考えております。

また、森林は非常に公益的な機能を有しているわけでありまして、防災にもつながりますし、また、私たちの暮らしを支える水資源の涵養にも役立っているわけでもあります。そうしたことを考えますと、今、時代が大きな転換点を迎える中で、この林業という分野は、まさに若い人たちが夢を描くことができる産業になりつつあるというふうに思っています。

一方、るる御質問いただきましたように、とはいえ、現状様々な課題が多いということも事実でありますので、我々としては、林業関係者や地域の皆さんと向き合いながらそうした課題を一つ一つ解決し、林業の明るい未来をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

そして、そうしたものを実現するためにも、何よりも安定的な収益を確保できるような産業にしていくということが重要だというふうに考えております。そのために、御質問にもありましたように、主伐・再造林をしっかり進めていかねばいけないというふうに思いますし、また、ドローンや高精度な森林測量システムをはじめとするスマート林業への転換もしっかり県として後押しをしていかねばいけないというふうに思っております。

また、森林空間を健康、観光、教育、様々な視点で活用していく森林サービス産業を県としても支援しておりますが、こうした新しい分野における森林の活用ということもこれからの若者が未来に夢を持てる取組にしっかりつながっていくものというふうに考えております。

このような取組を通じて、若い人たちから職業として選んでいただける林業をつくと同時に、持続可能な森林づくりに県として全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔8 番垣内将邦君登壇〕

○8 番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

我が長野県には、日本屈指の歴史と伝統のある御柱祭がございます。この祭りが示すとおり、先人が大切に守り育ててくれた豊かな山を、現代の私たちが荒らすことなく、また、無計画に消費するものでもなく、知恵を絞って大切に活用していくこと、これこそが命がけでこの豊かな自然を受け継いでくれた先人たちへの本当の感謝につながると考えております。

山の恵みに感謝しながら大切に活用し、自らの生活を向上させ、また次の世代へ引き継いでいく、これこそが本県の林業の原点であり、我々の使命であると考えております。

県におかれましては、現場の切実な声にしっかり寄り添い、実効性のある施策を力強く講じていただくことをお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）次に、グレート無茶議員。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）長野県では高校再編が進められ、日本一のそば部がある長野吉田高校戸隠分校も統合対象となっております。私は、今回、この再編そのものの是非について議論をするつもりはございません。統合については既に決定されており、地域の皆様も苦渋の決断として受け止められております。

しかし、その一方で、統合後の戸隠分校をどうするのかという議論はまだ十分ではないのかと感じております。学校がなくなることと戸隠という教育資源を失うこととは全く別の問題だということです。

戸隠は、日本三大そばの一つである戸隠そばの里であり、豊かな自然や歴史、地域文化に恵まれています。そして、戸隠分校には、全国高校生そば打ち大会上位入賞常連であるそば部があります。単なる部活動ではなく、地域と学校が一体となった貴重な教育の場であり、そこには教科書だけでは学べない実践的な学びがあります。また、この地で受け継がれたそば文化は、長野県の大切な財産であり、次の世代へ継承していかなければならないものだと考えております。

そして、戸隠の自然環境や人とのつながりを生かした学びの場は、実際に現代社会が抱える問題の解決に大いに寄与しており、これからの教育において大きな可能性を持っていると言えます。また、県としても、観光や地域振興の場面で戸隠分校そば部を活用し、長野県のそばのPRとして紹介してきた経緯も多々あります。つまり、戸隠分校は、単なる高校ではなく、地域と教育を結びつける拠点として機能してきたということです。だからこそ、私は新しい学校でそば部をやればよいというような単純な話ではないと考えています。

さらに、近年は、不登校や生きづらさを抱える子供たちの増加、通信制教育へのニーズの高まりなど、教育環境も大きく変化しております。そうした中で、戸隠の自然や文化、人とのつながりを生かした学びの場は、むしろこれからの時代にこそ必要になってくるのではないのでしょうか。

私も、実際、長野県を「そば県」にする議員の会でそば部の生徒さんたちにそば打ちを教えてもらい、交流を持たせていただいたことがありました。生徒たちが皆そばに対して真剣で、そば打ちに自信を持ち、そして、全国大会優勝に向けて一丸となって取り組む姿に感動を覚えました。その様子は、最近テレビで特集されています。実際、彼らの中には、人と関わるのが苦手だった子や会話ができない子などがいましたが、そば部の活動を通じて自信を持ち始め、仲間と目標に向かって輝く姿を見ると、この戸隠でのそば部の活動は、そば県信州としても長野県の宝であり、今後も継承していくべきだと感じました。

この自然に囲まれた戸隠には、都市部の校舎では得られない体験や交流があります。戸隠の環境で学ぶことに意味があるのであり、戸隠という地域そのものが教育資源です。人との関わ

り方を学び、地域との接点を持ち、信頼する仲間と協力し、自分の役割や居場所を見つける。
そうした教育の価値が今改めて見直されていると私は感じています。

そこで、教育長にお伺いいたします。

県教育委員会は、戸隠分校が長年培ってきた地域連携教育やそば文化を活用したそば部の活動や学びについてどのように評価しているのでしょうか。また、戸隠分校の優れた実践を財産として今後どのように教育に活用していくのか、教育長に伺います。

統合後の戸隠分校の校地、校舎については、長野市の所有物であると聞いていますが、単なる施設処分や用途未定の状態とするのではなく、新校のサテライト機能、探究学習拠点、体験学習施設、あるいは不登校支援や通信制教育を補完する学びの拠点として活用する可能性を検討しているのでしょうか。例えば、そばに特化した学校にしてしまうこともありかと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）戸隠分校の学びの評価と今後の教育への活用についてを含め、長野吉田高校戸隠分校のそば部に関する取組について2点の御質問をいただきました。

長野吉田高校戸隠分校においては、地域と連携した実践的な学びが長年にわたり積み重ねられてきております。特に、そば文化を活用した学びは、授業における体験的な学習にとどまらず、そば部の活動を通して、生徒が主体的に地域文化や技術の継承、発信に関わってきた点に大きな意義があると認識しております。

そば部は、一本棒丸のしという戸隠伝統の打ち方により、全国高校生そば打ち大会で2年連続優勝するなどの実績を上げているほか、地域ボランティアやイベント等を通じて他者と積極的に関わり、生徒の自己肯定感を高める貴重な機会となっております。さらに、地元の店舗だけでなく、海外の飲食店に就職する生徒もおり、そば文化の普及に貢献してきている点も優れた実績であると考えております。

県教育委員会といたしましても、戸隠分校で培われてきた教育の成果やそば部の活動、地域と共に歩んできた経過を受け止めており、統合後においてもこうした特色ある学びの成果を可能な形で今後の教育活動に引き継ぎ、生徒の成長につながるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、統合後の戸隠分校の活用についてでございます。

新校の校地については、懇話会における意見交換を経て、長野東高校とする方向が既に決まっているところでございます。

一方、統合後の戸隠分校の校地、校舎については、これまで学校が果たしてきた役割や地域の思いを十分に踏まえつつ、関係部局や地元関係者とも連携を図りながら、今後その在り方を

検討してまいる予定でございます。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）10年ぐらい前、当時できたばかりのそば部の子供たちを、私はテレビの番組で取材させてもらったことがありました。10年たった今でも、生徒たちのそば打ちに対する自信を持った生き生きとしている姿は、当時の生徒たちと全く変わっていませんでした。しっかりそば愛が受け継がれています。

彼らは、日本三大そばの一つである戸隠そばのプライドを背負って日本一のタイトルを獲得し続け、そばの文化を継承し続けようと努力しています。そば県信州の未来はここにしっかりと育っています。ぜひ一度足を運んでいただいて、生徒たちの生き生きした姿、日本一のタイトルをみんなで取るぞという取組を見てほしいと思います。

独りじゃない。そして、必要とされる。そこには、決してマニュアルにはない、そして、マニュアルでは決して対応できない本来の教育の姿の原点があるのではないかと思います。ぜひそば部のこの活動を維持させていただきたいと思います。

次に、長野県の住みやすさと県民が抱える生きづらさについて質問いたします。

長野県は、各種の住みたい県ランキングや移住希望地ランキングにおいて常に上位に位置し、多くの方から暮らしやすい県として評価されています。

外から見る長野県は非常に魅力的に映っているわけですが、しかし、その一方で、見過ごすことができない課題があります。それが、全国でもワーストクラスの若者の自殺率の高さです。住みたい県として高い評価を受けながら、なぜ若者たちは苦しみ、生きづらさを抱えているのでしょうか。私は、ここに長野県特有の課題があるのではないかと感じています。

長野県は、全国的に見ても教育熱心であり、真面目で責任感が強く、勤勉な県民性を持つと言われています。規律を重んじ、周囲への配慮を大切にする文化もあり、地域のつながりも深い県です。それは、本県の大きな強みであり、美德でもあります。しかし、一方で、迷惑をかけてはいけない、弱音を吐いてはいけない、地域に合わせなければならない。そうした見えない圧力が存在していると感じる県民も少なくありません。また、移住者の方からも、地域に入りづらい、人間関係の距離感が独特だという声を聞くことがあります。

つまり、長野県は、外から見ると優しい県に見える一方で、中に入ると人間関係の濃さや地域文化の強さに苦しむ人がいるという現実もあるのではないのでしょうか。そして、私は、この生きづらさが、若者の自殺率の高さや孤立、自己否定感にもつながっている可能性があるのではないかと考えています。

そこで、知事にお伺いします。

他県から長野県に来られ、16年間県政を担ってこられた立場から、県民自身が気づきにくい長野県特有の県民性や社会風土、また、若者の自殺率の高さなどに見られる生きづらさについて感じていることがあればぜひお聞かせください。

地域コミュニティの結束が強い長野県では、移住者や若者、異なる価値観を持つ人が自らをよそ者と感じてしまうという声も少なくありません。コミュニティの外から来た人、若者や移住者、価値観の異なる人たちがここにいていいと思える長野県をどのようにつくっているのか、併せて知事のお考えをお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

多様な人々が暮らしやすい県づくりということで、まず、若者の自殺率の高さなどから見える生きづらさの現状についてどう受け止めているのかという御質問でございます。

本県におきましては、学びを大切にし、自主自立の精神の下、地域の課題を自ら解決しようとする風土があります。また、広い県土の中で地域ごとの文化が育まれ、多様な地域の個性が受け継がれてきたことは、本県の大きな財産だというふうに思っております。

一方で、県民の皆様方と対話を行う中では、地域によっては年功序列や同調圧力、あるいは固定的性別役割分担意識が残っており、若い人たちや女性、さらには移住された方々が息苦しさ、生きづらさを感じる場面があるという声も伺っているところでございます。こうした声は我々としても真摯に受け止めなければいけないというふうに思っております。

議員御指摘の若年層の自殺については、我々としても重く受け止めているところでございます。子どもの自殺危機対応チームを設置するなど対応を進めてきているわけではありますが、令和6年には二十歳未満の自殺死亡率が全国平均を下回ったところであります。ただ、一人でも尊い命が失われるということは決してあってはならないというふうに思っておりますので、引き続き自殺対策に全力で取り組んでまいります。

また、この自殺危機対応チームの分析では、希死念慮を抱く若者の背景には、進路問題であったり、あるいは家庭の不和であったり、全国共通の課題が多く、必ずしも県民性や地域性だけで説明できるものではないというふうに受け止めております。

県民性や地域性と生きづらさや孤立との関係を単純に結びつけることはできませんが、人と人とのつながりが強い地域だからこそ多様な価値観や生き方を認め合う寛容さを育んでいくことが重要だというふうに考えております。誰もが自分らしく安心して暮らし、挑戦できる長野県を目指して、地域のつながりのよさも生かしながら、多様性が尊重される県づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、ここにいていいと思えるような長野県にしていくため、どのような取組を進め

るのかという御質問でございます。

今もお話し申し上げたように、やはり地域社会において異なる価値観を持つ方も受け入れられるような寛容性を持つということが長野県全体にとって必要になってきているというふうに思っております。信州未来共創戦略においても、若者・女性から選ばれる寛容な社会づくりという方向性を出して取組を進めております。

若者政策、女性政策をいろいろと進めているわけでありますけれども、地域においては、今、未来のNAGANO創造県民会議で「地域の教科書」の取組を進めようというプロジェクトも進んできているわけでありまして、こうした様々な取組を総合的に進めていきたいと思っております。

私は、かつて、銀座NAGANOで、長野県と関わりを持つ長野県出身者、そして長野県出身でない若い人たちと一緒に話をしたことがあります。その若者たちは、長野県のある地域と非常に密接につながって地域で活動してもらっています。

そうした若者に、どうしてこの地域にそんなにコミットして協力してくれているのかという質問をさせていただいたところ、その地域の人たちは、学生だからということで上から目線で話をしたりすることがないと。そうした対等な立場で私たちを受け入れてくれるだけでなく、地域の困り事や悩み事についても何とかしてもらえないかということで逆に相談をされたりするというふうにおっしゃっていました。

温かく受け止めてもらうだけではなく、違う属性の人間だということではなく、一緒に地域を支える、地域をつくっていく仲間という意識を持っていただくことで、その若者たちは特定の地域を応援していこうと、そうした地域の力になりたいというふうに思っているようでありました。

このことは非常に重要なことだというふうに私は思っております。昨日も地域おこし協力隊についての御質問がありましたけれども、地域社会にずっと暮らしているとある意味当たり前になってしまっている人間関係や価値観の枠組みにどうしてもとらわれてしまいますけれども、一歩そのコミュニティーの外側、人間関係の外側から見たときに、本当にこれでいいのかという気づきを私たち一人一人がしていくことが必要ではないかというふうに思っております。

そういう観点でジェンダー平等の推進や若者活躍の推進に取り組んでいきますが、今申し上げたような視点もしっかり持ちながら県として取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）おいしいとすごく評判のお店にわくわくして期待して行ってみたら、そうでもないじゃないということが起きないように。長野県は、今、非常に高い評価をいただ

いています。長野県に来た人が、おいおい違うじゃないかと、こう思わないような長野県をぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

また、知事は、知事会の会長としてすばらしいポジションにいらっしゃいますけれども、そんな知事がいる長野県だからやっぱりすごいと思われるような、住んでいる人も幸せ、来る人も幸せ、そんな長野県をぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。

すごくハードルが高い長野県になっていますけれども、その期待値を上回るような長野県にしていだけるのは知事だと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に一つだけ言わせていただきたいと思いますけれども、昨日、大井さんがスタンプラリーで40件行ったと言っていましたけれども、私、51件行っています。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団の毛利栄子です。

まず、憲法改正について知事に伺います。

高市総理は、5月の自民党大会で、憲法改定について、「時は来た。改正の発議にめどが立った状態で来年春の自民党大会を迎えたい」と、今年1年で国会発議に道筋をつける考えを表明しました。憲法尊重擁護義務を負う現職首相が時間を区切った改憲に向けて旗振り役をするのは前代未聞であり、許されない行為ではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。この規定からいっても、高市総理の言動は容認できないと考えます。県のトップを務める知事として憲法99条に対する所見を伺います。

国会の憲法審査会では、憲法9条に自衛隊を書き込む問題や緊急事態条項を書き込む問題が議論されています。選挙困難事態における衆院議員の任期延長や、内閣が緊急事態と認定すれば国会の議決を経ずに法律に代わる政令を制定できるとする緊急政令などが主な論点です。

過去には、明治憲法の緊急勅令など緊急事態条項を濫用し戦争反対の声を封じて侵略戦争に突き進んだ歴史があります。9条に自衛隊を明記すれば、海外派兵や集団的自衛権の禁止など

様々な制約を外し、災害救助と専守防衛の自衛隊から米軍と共に戦争をする自衛隊に変えることになることが懸念されています。

1947年8月に文部省が発行した中学校1年生の社会科教科書副読本「あたらしい憲法のはなし」では、「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」と書かれ、おびたしい大戦の犠牲と反省の下に、戦後、民主主義国家として日本国憲法を制定し、戦争のない社会を進んでいく決意が示されています。

この問題は、戦後の原点に立ち返って考える必要があると考えます。今国民が切実に求めているのは、物価高騰対策であり、国民世論の大勢が改憲を求めている中で、憲法9条に自衛隊を書き込む問題や緊急事態条項を書き込む問題について知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2点御質問いただきました。

まずは憲法99条についての所見という御質問でございます。

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされているわけでありまして、私自身も含めて、公務員はこの憲法の尊重擁護義務をしっかりと遵守していくことが大変重要だというふうに考えております。

一方、この99条の解釈については、かつて質問主意書に対して政府見解が示されています。「憲法第99条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている」というふうにされておりまして、私も基本的にそのとおりだというふうに受け止めております。

続きまして、憲法9条への自衛隊明記及び緊急事態条項の創設についてという御質問でございます。

まさにこれらの点については、国会において憲法改正の検討が始まっているところであります。昨日も参議院の憲法審査会で、これは知事会からも憲法改正等も含めて抜本的に考えてもらいたいと言っている参議院の合区の議論が行われているところでありますが、最終的にはこの国会の発議に基づいて主権者である国民の皆様方が判断するものでございます。

私としては、これまでの日本国憲法の基本理念、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、こうしたものについては、今後とも堅持されなければいけないというふうに考えております。

国会においては、日本の未来を展望して丁寧な議論を行っていただき、国民一人一人が主体的に判断できる環境を整えていただくことが重要だというふうに考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） 今、知事からは、憲法99条遵守義務、それからまた改憲に関わる議論について前向きな御答弁をいただけたというふうに受け止めさせていただきました。ぜひその思いを今後の議論の中でも貫いていっていただきたいと思います。

防衛省は、南西諸島での激しい戦闘を想定し、自衛隊那覇病院では、有事にベッド数を4倍に増やすため、建て替え工事を計画しています。自衛隊福岡病院は、平時の200床から有事には350床まで増やせるように救急科と脳神経外科を新設し、自衛隊横須賀病院では、100床を有事には200床に増やせる準備をし、救急科と放射線科、総合診療科を新設するとの報道もあります。有事の際に亡くなった自衛隊員に対応するため、自衛隊と葬祭業者の全国団体との協定も締結されています。

長野県では、これまで、2006年の岡谷市の災害、2014年の御嶽山噴火、2019年の台風19号など、災害時には自衛隊が駆けつけ、行方不明者の搜索や救助、被災者支援、災害ごみの撤去など、昼夜を分かたず貢献していただきました。その若い隊員の皆さんが、今度はもしかすれば命を失う危険にさらされ、他国の軍隊の命を奪うことになるかもしれないわけで、改憲の動きは看過できない状況になっています。

憲法改正は国民世論を受け止めて丁寧に時間をかけて対応すべきと申し上げて、次に移りたいと思います。

どの子にも学校給食を無償化することについて、教育長並びに県民文化部長に伺います。

4月から国の制度として公立小学校の給食費無償化制度が始まり、関係者から、物価高騰の折、生活費が大変なので本当に助かっていると歓迎の声が聞かれています。しかし、県内10の市町村では、国の基準を超える部分は保護者負担となっています。国の重点支援交付金や自治体の努力の中で一般財源から手だてされ、無償化を実施しているわけですが、同じ県内に住みながら格差があることについて、設置者の対応に任せているだけでいいのか見解を伺うとともに、県が自治体の負担分の半分を持つことで全ての自治体が同じように完全無料化を実施できる可能性が広がります。ぜひ実施していただきたいが、いかがでしょうか。

今回の制度からは、私立小学校に通う児童は除外されています。県内には、軽井沢のように、軽井沢町私立等小中学校食材費給付事業などを行って、町内に住民票があり私立学校等に通う

児童生徒の保護者に対して、申請を行うことで食材費・給食費相当分を給付して公私の区別なく支援している自治体もあります。

県は、私立小学校給食費負担軽減事業で、食材費値上げ分についてこれまで支援対象にしてきました。私立の小学校についても、公立同様の支援策を実施していただきたいと考えますが、いかがですか。県民文化部長に伺います。

アレルギー食持参や不登校・長期休業中の児童やフリースクールに通う児童などが給食費無償からは除外され、保護者からは、置いてきぼりにされているようでつらい、差別ではないかとの声が上がっていますが、もっともだと思います。

国は、5月29日、改めて給食費負担軽減交付金実施要領の一部改正についての通知を発出し、非喫食者支援について、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の理由などによる場合は、学校給食費相当額の金銭給付、現物給付であることを明確化し、実施計画を策定の上、大臣に提出するよう支援策を示しています。県の非喫食者への対応状況はどうなっているか、教育長に伺います。

東京、青森、和歌山、栃木では、中学校給食費も県の支援で無償化を実施しています。長野県でも既に3分の1の自治体で中学校給食費を無償にしています。義務教育はこれを無償とするという考え方に立てば、長野県としても中学校への拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。その場合の必要経費についても伺います。

次に、特別支援学校の緊急な施設設備の修繕について教育長に伺います。

特別支援学校の環境改善については、もう何度も取り上げさせていただいてまいりましたが、老朽化、狭隘化はなかなか改善せず、ようやく着手できた若槻支援学校と松本支援学校の改築も、実際に児童生徒が使えるようになるまでには相当程度の時間がかかる見通しです。応急的な増築、修繕改修等も10年計画でやるとの答弁を繰り返しいただいておりますが、教室不足は変わらず、先日の文科省調査結果では、長野県で小中高合わせて68の教室が不足していると公表されています。これらの対応も急いでいただきたいわけですが、今回は児童生徒の安全性に関わる緊急修繕について伺います。

過日、50年以上使用し老朽化した安定器が原因で発煙し、異臭が発生した長野支援学校を視察させていただきました。全面LED化を目指し、少しずつ修繕の対応はされつつあるようですが、2階でダンスをしていたら、振動で蛍光灯の器具の一部が階下で外れて宙ぶらりんになっている状態なども伺わせていただきました。そればかりではありません。階段の手すりもぐらぐらしていたり、外壁のモルタルが剥がれ落ちそうになっていたり、雨漏りで天井や壁が変色しカビ臭くなっていたり、FF式のストーブや冷暖房機が年代物で、およそ役割が果たせないようなものが設置されていたりと、驚くことが少なからずありました。

学校は、児童生徒にとって、まず第一に安全な場所でなくてはなりません。長野支援学校の場合を例に挙げさせていただきましたが、安全を脅かす学校環境は一日も早く解消しなければならないと思います。

特別支援学校で緊急な修繕を必要とする現状について、毎年各学校から切実な要望が上がっていると思います。必要な予算を確保して緊急に対応することが求められていると思いますが、教育長の見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には4点質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、国の基準額超過分の給食費を県と市町村で折半して支援することについてでございます。

公立小学校における給食費については、国の基準額超過分について保護者に負担を求めている自治体があることは承知しております。一方、公立小学校における給食費の負担軽減は全国一律で実施している施策であり、ナショナルスタンダードの観点から、国が責任を持って必要な財源を確保し、最低限の水準を保障することが不可欠であると考えております。このため、県教育委員会といたしましては、物価動向や各自治体の実態を的確に把握した上で、学校給食費の基準額が実情に即したものとなるよう国に対して要望を行っているところであり、直近においては、6月8日に私自身が文部科学省に赴き、直接要望したところでございます。引き続き国における負担軽減に関する議論や制度設計の動向を注視してまいりたいと思います。

続きまして、非喫食者支援に係る県の対応状況についてでございます。

非喫食者への支援については、国の示す考え方が一部の例示にとどまっており、それ以外の個別事案は学校設置者の判断に委ねられていることから、自治体ごとに解釈や対応方法に差異が生じる可能性があるものと認識しております。

県教育委員会といたしましては、こうした国の取扱いを踏まえ、全国都道府県教育長協議会を通じ、支援対象となり得る非喫食者の範囲や自治体の対応例等について早期に具体的な考えを示すよう国に要望したところでございます。

非喫食者支援の取扱いを含め、給食費負担軽減事業に関する市町村からの問合せについては引き続き国に対し適宜疑義照会を行い、その結果を速やかに情報共有するとともに、制度の円滑な運用が図られるよう必要な助言や周知に努めてまいります。

続きまして、中学校の給食無償化と必要経費についてのお尋ねでございます。

先ほども申し上げましたように、中学校給食費の負担軽減についても国が責任を持って行うものであると認識しております。このため、中学校給食費の負担軽減においても、国の責任において早期に実現するよう国に要望しているところでございます。

また、中学校の給食費に係る実際の食材費相当額の総額についてでございますが、令和5年度学校給食実施状況等調査における市町村ごとの給食費月額に生徒数を乗じ、さらに近年の物価動向を加味して試算した場合、約37億円になると承知しております。

続きまして、特別支援学校の施設設備の修繕についてでございます。

特別支援学校においては、学校現場等から安全確保を望む環境整備への要望が多く寄せられており、施設設備の修繕等への対応は重要な課題であると認識しております。

計画的に修繕を要する箇所については、学校現場からの要望に加え、指導主事等による学校訪問により現場の状況確認を行い、対応してきているところでございます。また、緊急度や安全性への影響などを踏まえ、特に児童生徒の安全や人権に関わるものについては優先的に対応しております。さらに、年度途中において緊急に修繕が必要となった場合は、個別の状況に応じて速やかな対応に努めているところでございます。

児童生徒の安全確保は極めて重要な課題であると考えております。今後も、各学校と連携しながら施設の状況を的確に把握し、計画的かつ着実に修繕を進め、安全・安心な教育環境の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）私には私立小学校の給食費に対する支援実施についてお尋ねいただきました。

給食が子供たちの健やかな成長を保障するものであることに鑑みますと、学校の設置主体にかかわらず子供たちが等しく支援を受けられる環境を整えることは重要でございます。ナショナルスタンダードとして全国一律の支援制度の導入に向けた検討が進められるよう、全国知事会等を通じて国に対して求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）不登校の子供を持つお宅では、一人で置いておけないために保護者が仕事を辞めざるを得ない場合や、仕事も正規から非正規に変更せざるを得ない場合も少なからずあります。昼食やおやつの用意など、時間的、精神的な負担に加えて、財政的な負担ものしかかり、一層追い詰められる状況が発生しています。その保護者に対して給食費相当分の金銭給付が行われることは、大きな応援になるのではないのでしょうか。

先ほど、教育長から、個別事案について文科省から詳細が示されていないというお話がございましたが、全国的には、不登校であるとか、あるいはアレルギーで自分たちの食を持参している子供とか、そういう子供たちに対してしっかり実施しているわけですから、若者や女性に

喜ばれる、歓迎される長野県というのであれば、ぜひ全国に先駆けてこの問題に対応していただきたいと思います。

特別支援学校の緊急修繕は待ったなしです。既に現場は確認されていることと思いますが、そこで生活する児童や、安全確保のために心身をすり減らしながら頑張っている先生方など、当事者の立場に立った早急な対応をお願いいたします。

次に、歴史的建造物についてのやり取りが先番の議員の質問でありましたが、私からは重要文化財の保護について県民文化部長に伺います。

長野県内には、国指定の国宝や重要文化財が191あります。中でも、善光寺や松本城は国宝ですが、過去の人々の歴史や文化、建築や技術、人々の暮らしや信仰などを生きた証拠として大切に守り、保存され、現在に至っています。観光資源としても活用され、私たちの過去、現在、そして未来をつなぐ大きな役割も果たしております。

先日、議会文化財等保護推進議員連盟で諏訪大社上社の神楽殿の修理状況を視察させていただきました。諏訪大社は現在27棟の建造物が国の重要文化財の指定を受けているようですが、1300年の歴史を持つ神社で次々に保存修理が必要となり、平成元年から9年間かけて上社本宮布橋ほか10棟の保存修理が行われています。総事業費は13億円余、うち文化庁がほぼその半分以上を補助し、残りを県、市、大社が負担しているようですが、県が3.5%、諏訪市が10%、33.5%が大社の負担になっているとのことでした。

県内の民間事業者の重要文化財修理保存費用に対し、かつては県の補助率は15%程度あったようですが、平成14年以降補助率が低下し、現在では1から7.5%となっております。近隣の山梨県が約25%、広島県が17～18%と比較しても格段に低いことは否めません。

そこで、部長に伺います。

文化財の持つ重要性に鑑みて、所有者が市町村以外の場合の修理保存事業に対し、補助率をせめて過去に実施していた15%程度に引き上げていただき、所有者の負担軽減を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いいたします。

〔県民文化部長小池広益君登壇〕

○県民文化部長（小池広益君）民間所有の文化財修繕に対する県補助率の引上げについてお尋ねをいただきました。

民間所有の国指定文化財に対する県の上乗せ補助につきましては、平成15年度から新規事業への補助を見送っていましたが、平成22年度に、建造物に限り補助対象事業者の財政力に応じて補助率3%から5%で補助を再開し、平成25年度からは補助対象を建造物以外にも拡大した上で、財政基盤の弱い事業者への補助率を最大7.5%まで引き上げ、現在に至っております。

また、今年度からは、新たに国指定文化財の防災設備の保守点検に対する補助制度を設けるなど、文化財保護に対する支援の充実を図ってきたところです。文化財の保護、活用の意義を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）重要文化財は、人間の営みのすばらしさ、偉大さをリアリティーを持って伝えてくれ、暮らしを豊かにし、地域を盛り立てる大きな役割を果たしてくれています。保護と活用がより進むよう県の支援を期待し、質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇です。通告に従い、初めに産業振興と松本空港について質問いたします。

このたびの中東情勢、ホルムズ海峡封鎖による国内経済の混乱は、我が国の経済安全保障の脆弱性と重要性を改めて痛感させられる事案でありました。これまでの国内生産基盤の流出を伴うコストカット経済から脱却し、外的ショックに強く、付加価値と供給力を備えた強い経済構造へと転換していくことが必要です。現政権において、戦略分野への官民投資や重要物資のサプライチェーン強化を進める強い経済の方針が打ち出されてきたところでございますが、その具体化を地方自治体も共有して進めることが求められます。

長野県においても、本県産業の稼ぐ力を高め、高付加価値型の産業構造への転換を進めるとの提案説明がありました。地域産業クラスター計画の第1弾として、航空・宇宙と発酵・フードテック・農業の2分野が方針として掲げられ、本定例会でも多く取り上げられているところです。本方針を進めるに当たって、私からは、それらを支える基盤の強化について質問させていただきます。

昨今の気候変動やAIをはじめとする技術革新等、激動の社会変革にあるなか、これから長野県ならではの競争力ある産業を確立していくためには、それを技術面から支える公設試験研究機関の機能強化が必要不可欠であります。本県の地域未来戦略の方向性を踏まえ、研究テーマの重点化、拠点配置、人員体制、設備更新、予算規模などを見据えた、時代に即したもののとしていくことが重要であります。

そこで、開会日の議案提案説明において仮称試験研究機関未来ビジョンを策定すると表明されたところでありますが、昨今の急速な技術革新や地域未来戦略の策定が進む中、本ビジョンは何を目指して策定するものなのか。策定の趣旨、対象となる機関、定める内容について田中産業政策監にお伺いいたします。

研究基盤が戦略の足腰であるとすれば、次に問われるのは、その戦略をいかに全県へ波及させるかであります。県が取り組む航空・宇宙分野は、本県のものづくりの強みを世界市場へ接続する戦略分野であります。南信地域を中核として展開されてきたその取組を、精密機械が集積する中信地域をはじめ全県へ波及させていくことが求められます。

私は、その回路の一つとして、信州まつもと空港を本県産業の稼ぐ力を支える産業インフラとして再評価し、その活用を戦略の中により明確に位置づけていただきたいと思います。

昨年の本会議において、松本空港の産業活用について質問させていただきました。本年3月策定の県航空・宇宙機器産業振興戦略には、フューチャーアクションとして航空機器産業振興における松本空港との連携強化を位置づけていただきました。この際には中期目標とされたところではありますが、今回の地域未来戦略の検討を機に、航空・宇宙産業振興の取組と産業インフラとしての空港活用のそれぞれのギアを引き上げていただき、取組を加速していただきたいと思います。

そこで、地域未来戦略における航空・宇宙産業に関する空港活用についての県の見解を米沢産業労働部長にお伺いいたします。

そして、空港の未来像について伺います。

これまで、信州まつもと空港をめぐるっては、新規就航や国際化、施設整備に向けて、県をはじめ多くの関係者の努力が積み重ねられてまいりました。コロナ禍以降のこの数年間で、コロナショックで大打撃を受けた航空会社とのチャーター便回復交渉、発着枠拡大の地元協議、施設整備の検討着手など、ようやくここまでたどり着いたという思いであり、御尽力いただいた歴代含めた空港当局関係者の皆様には改めて感謝を申し上げる次第です。

FDAから要望を受けているターミナルビル改修のほか、エプロン、誘導路などの施設整備の検討に着手していただいておりますが、施設投資は空港の将来を左右する重要な局面にあり、新規路線開拓の取組とともに地元もその動向を大きな期待を持って注目しています。

昨年末の記者会見において、知事は、松本空港が航空便を利用する人だけの施設という考え方でいいのかという問題意識について言及されました。私は、松本空港を単なる交通インフラとしてではなく、産業と観光、さらにはまちづくりを結びつける拠点として、人、物、企業の往来を一体で促す圏域戦略の中心に据えるべきと考えています。

今後計画されている施設整備や新規路線の開拓を空港を軸とした地域の将来像の中に位置づけてこそ、その投資効果は最大化されることとなり、それは、グランドデザインを描いて臨むリニアによるまちづくりの取組と同じことと考えます。様々な立場の県民が共有できる空港ビジョン、グランドデザインが描かれることで、全県の県民にとって価値を共有できる空港という認識が生まれるのだろうと私は考えます。

知事は、次の4年間の県政に向けて取り組む意向を表明されておりますが、この機会に知事の描く松本空港の機能、そして空港を拠点として戦略的に活用した県政ビジョンを県民に発信していただけたらと思っております。信州まつもと空港の施設整備や今後の新規路線の開拓、これらを生かした空港の未来像についてどのように考えるか、阿部知事の見解をお伺いいたします。

続いて、熊対策について質問いたします。

本年に入り、私の地元松本市では、これまで経験したことのない頻度で熊が市街地に出没し、ツキノワグマ出沒注意報が発出されることとなりました。市街地に出没した熊に対し、市町村長の判断で緊急の銃猟を行うことが可能となりましたが、誰が判断し、誰が現場を担うのかという実動体制の構築が課題となっています。

本定例会でも熊対策は多く取り上げられてきたところでありますが、私からは2点について質問いたします。

まず、熊対策の専門人材の配置についてであります。緊急銃猟が制度上は可能となったとはいえ、その担い手となるガバメントハンター、すなわち自治体が任用する専門人材を各市町村が単独で確保することは容易ではありません。熊の生態に関する知見を有し、緊急銃猟・捕獲の判断や対応などのできる専門人材となれば、その確保は一層難しいのが実態です。現場の市町村からは、広域でガバメントハンターを配置してほしいとの声を伺っております。また、今後の市街地への出沒を防ぐためにも、熊出沒を契機に、改めて里山整備が注目されている今、緩衝帯整備による里山への投資を一層進めていくことが重要と考えます。

そこで、各市町村による人材確保、体制整備に限界がある中、広域的に熊対策の専門人材である熊対策員を配置することについて県の見解をお伺いいたします。また、ゾーニングによる里山等の緩衝帯整備のさらなる促進と財政的拡充が必要と考えますが、今後の見解をお伺いいたします。以上2点、千代林務部長にお伺いいたします。

続いて、吃音の子供に対する支援について質問を移します。

吃音とは、言葉を繰り返す、引き伸ばす、あるいは話し出そうとしても言葉が出てこないなど、滑らかに話すことが難しくなる発話の障がいです。

国立障害者リハビリテーションセンターの2024年の調査では、3歳までに吃音の症状を示したことがある子供は8.9%、およそ10人に1人に上ることが示されました。大人は100人に1人程度吃音の症状があると言われております。吃音は、主に幼児期に発症し、2歳から4歳頃に現れ、その多くは数年で自然に消失するとされていますが、その詳しい発症メカニズムはいまだ十分に解明されていません。

私は、昨年12月、松本市内の小学校で行われた児童を対象とした吃音について理解する授業

を参観させていただきました。講師は言語聴覚士の方と吃音の当事者の方でした。そこで改めて感じたのは、吃音のつらさは、単に話しにくいという一言では片づけられないということです。当事者の方の幼少期の経験談では、教科書の音読でうまく読めずにマイナス評価につながったことや、どもる話し方をまねされ、からかわれたことなどが共有され、そうした体験から話すことに恐怖を感じ、次第に消極的になっていくというお話をお聞きしました。

日直の号令や発表、音読の順番が来ることが怖く、登校を避けたいとなるといったケースもお聞きして、周囲の理解がないことで、吃音の症状のある子供は学校生活の様々な場面で傷ついたり、自信を失ったり、安心して学ぶことが難しくなることもあるということを知りました。

NPO法人全国言友会連絡協議会によりますと、吃音は人口の1%程度に見られ、吃音症状で受診した中高生の4人に1人が不登校という調査報告もあります。近年は、吃音の原因の多くは体質によるものとされていますが、かつては親の育て方や家庭環境に原因があるとする誤解や偏見があった時期もあったようです。そういった背景もあって、吃音症状のある本人と周囲のサポート体制を整える上でも、子供の3歳児健診の場合は、早期発見と正しい理解、早期支援につなげる大切な機会となります。

一方で、国のガイドラインにおいて、幼児期の健診で言語障害の有無を調べるのが規定されているものの、問診票への吃音の項目化は義務化されておらず、具体的な方法は各自治体に委ねられています。実際に、昨年2月の信濃毎日新聞の取材によりますと、県内19市における3歳児健診の問診票において、伊那市、東御市の2市が吃音と明記し、12市がどもり・どもると明記して発話の状況を尋ねていますが、残り5市には項目自体がなかったと報じられました。

超党派の地方議員のネットワークが2024年6月、7月に同様の調査を実施したところ、調査対象となった10都県計343市区町村のうち、問診票に吃音との記載が明記されていた割合は1.2%で、どもり・どもるなどの記載がある自治体を加えても31.2%にとどまったとのことでした。健診の場で吃音を見抜くことは容易ではなく、保護者の不安を拾い上げる機会を逃さないためにも、問診票に吃音と明記し、専門職や相談窓口につなげることが大切だと考えます。

健康福祉部には、県内の吃音の実態把握と問診票記載への県内市町村への働きかけ、吃音に対する正確な理解のための啓発、専門機関への確実な橋渡しなどの環境整備をぜひお願いしたいと思います。

学校現場でも、発達障がいへの理解は広がってきた一方で、吃音への理解はなお十分とは言えません。吃音のある子供は、言語障害通級指導教室、いわゆることばの教室で学ぶことができますが、大切なのは、通常学級の担任をはじめ、学校全体が吃音を正しく理解し、適切な配慮を行えることです。そのためにも、教職員研修において吃音に触れていただくなどの取組が求められます。

保健、医療、教育、そして保護者が同じ方向を向いて子供を支える環境整備が求められています。吃音に悩む子供たちが自分らしく育っていける環境を整えていただきたい、そのことを強く願い、2点について質問いたします。

まず、県として吃音のある子供の実態把握を進める上で、3歳児健診における吃音に関する問診が重要と考えますが、市町村が実施する3歳児健診の問診項目の内容や、県内における吃音のある子供の把握状況についてどのように認識されているか。また、これらを踏まえ、保健、医療、教育等の関係者や保護者に対し吃音への理解促進を図る取組についての見解を笹渕健康福祉部長に伺います。

また、学校においても、吃音のある子供たちへのサポートは大切です。

県内では、ことばの教室において言語障害のある子供たちが学んでいますが、教員への研修など吃音のある子供たちに対しどのようにサポートをしていくか、武田教育長の見解をお伺いいたします。

地域の官民連携による持続可能な公共インフラマネジメントについて最後に質問します。

人口減少と全国的な担い手不足が進む中、高度経済成長期に一齐に整備された公共インフラを支える技術人材は、自治体、民間の双方で構造的に不足しており、県民の安全・安心の基盤を将来にわたって守り続けることが課題となっています。

県は、昨年11月の県と市町村との協議の場で、公共インフラワーキンググループを設け、土木職員の確保とインフラ老朽化への対応を検討しています。本年2月の危機管理建設委員会の質疑において、県内77市町村のうち50町村で技術職員が不在であること、県の土木技術職員も50代以上が57%を占め、今後の大量退職が見込まれるとの見通しが示されました。

担い手不足は、官の側だけではありません。帝国データバンクの本年1月の調査では、建設業の69.6%が正社員不足により受注に支障が出ていると回答し、現場人材から設計を担う建設コンサルタントに至るまで、民間の技術人材も全国的に細っていくと見込まれています。こうした官民双方の人材不足を見据えれば、自治体の束、技術者の束、事業者の束を一体としてマネジメントする、いわゆる群マネの取組が今後の鍵となります。

そこで、本年3月に始動した公共インフラワーキンググループにおける共同アウトソーシングやインフラDX、そして民間も含めた群マネの検討について、現在の進捗状況を森下建設部長にお伺いいたします。

本年2月の建設委員会では、県も市町村も技術職員が減っていく中、民間の力をお願いしなければインフラの維持管理は難しく、県として新たな仕組みをつくっていききたいとの答弁をいただきました。このたび、公共インフラワーキンググループと並行して、国土交通省で実施している民間提案型官民連携モデリング事業に長野県が応募し、モデル構築団体として選定され

ました。

長野県は、同事業のニーズ募集段階では、県全体のインフラマネジメントの最適な仕組みづくりの検討を提示しており、選定結果では、工事を含めた道路・橋梁マネジメント手法の構築を都内企業と共に調査するとして公表されています。

本事業を生かした持続可能な公共インフラの仕組みづくりに県の主導的な役割を期待する一方で、この際懸念されるのが、地元建設産業への影響です。この都内企業がシーズ提案を行った段階では、インフラの包括管理やマネジメントを最適に行う仕組みづくりとして、都内企業の下でのJVに地元企業が参加し、自治体から一括受注していく仕組みを構築するとの内容が示されており、その内容を見るに当たって、地元建設産業への影響を懸念する声が聞かれます。

これまで県内のインフラを支えてきたのは、県や市町村、そして地域の建設産業の皆さんであります。地方における持続可能な公共インフラの実現には、その地域特性を熟知する地域の官民が一体となって対応していくための基盤や仕組みを構築していくことが重要であると考えます。

本県の広域性、中山間地、豪雪といった地域特性に応じて、これまで公共インフラを支えてきた県、市町村、地域の建設産業が一体となり、県民の安全・安心の基盤を将来世代へ確実に引き継いでいく仕組みへと育てていただきたいと思います。県が応募した国の民間提案型官民連携モデリング事業の内容と、地域の官民一体による持続可能な公共インフラの実現に向けた取組の方向性について、県の見解を森下建設部長にお伺いいたします。

〔産業政策監田中達也君登壇〕

○産業政策監（田中達也君）私には県の公設試験研究機関未来ビジョンの策定趣旨、対象機関、内容についてのお尋ねをいただきました。

技術革新や担い手不足の深刻化により、本県の産業を取り巻く環境は急速な変革の中にあります。とりわけ、近年は、AI、ロボティクスの技術など産業分野を超えた技術の相互活用や連携が広がり、農林業、製造業といった従来の分野の境界は薄れつつあるものと考えております。また、本県におきましても、地域産業成長プランの策定を進める中で、本県の強みを生かした稼ぐ産業の成長の方向性を定めていくところでございます。

こうした中、県が設置しております試験研究機関として分野を超えた技術の融合を進め、急速な技術革新や産業構造の変化に適応し、あわせて、現在策定を進めております地域産業成長プランで目指す県内産業の成長を技術面から支えることが大変重要な役割となってきます。

その実現に向けて、将来に向けた共通の方向性を見える化し、関係者と共有することが必要であることから、今般、仮称でございますが、長野県試験研究機関未来ビジョンを策定することとしたものでございます。本ビジョンでは、産業分野の試験研究機関であります工業技術総

合センター、農業関係試験場、林業総合センターを対象機関とし、その内容は、中長期的な視座から2040年を見据え、試験研究機関の目指す姿、果たすべき役割、研究開発、技術支援等の強化すべき機能・取組、その基盤となる機能等の共通化・効率化の方向性などについて定めることとしております。

このような大転換期の中で、県内産業の持続的な成長と世界で勝ち抜く競争力を支え、地域に頼られる試験研究機関であり続けるため、有識者や現場の意見を踏まえながら本ビジョンの策定に向けた取組を着実に進めてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には地域未来戦略における信州まつもと空港の活用についてお尋ねをいただきました。

信州まつもと空港の活用については、本県の航空・宇宙機器産業の振興を図る上で重要な視点であると考えており、本年3月に策定した長野県航空・宇宙機器産業振興戦略においても、信州まつもと空港との連携強化を施策の柱として位置づけたところです。現在策定を進めている航空・宇宙分野の地域産業クラスター計画は、本戦略をベースとして策定していく予定であり、その中では、信州まつもと空港についても重要なインフラとして位置づけていく予定です。

信州まつもと空港の活用方法としては、エアライン等から収集した空港地上設備などのニーズを県内企業とマッチングし、その試作品について空港で実証等を行う製品化につなげる取組、また、県内企業が生産する航空・宇宙機器に組み込まれる小型部品等を信州まつもと空港を発着する航空機により輸送する取組などを含め、今後検討を進めてまいります。

また、今後策定する他の分野の地域産業クラスター計画においても、空港が有する広域的な交流・物流の結節点機能は重要な要素となると考えていることから、空港の機能をどのように生かすことが本県の勝ち筋を描くことにつながるのかということ、事業者、市町村、専門家等の御意見を踏まえながらさらに検討を進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には信州まつもと空港に関連して、施設整備、今後の新規路線の開拓、そしてそれらを生かした空港の未来像についてどう考えているのかという御質問でございます。

信州まつもと空港につきましては、多くの皆様方の御理解、御協力をいただく中で、この3年、利用者数が過去最高水準の25万人規模で推移しておりまして、昨年度は、利用率も75.5%ということで、過去2番目に高い利用率となりました。こうした中、FDAや地元の経済界の皆様方などからは、施設整備等様々な御要望を頂戴しておりまして、ある意味空港発展に対す

る大きな期待を寄せていただいているものというふうに受け止めております。

また、地元4地区の皆様方には、昨年12月に発着枠の拡大について合意をいただくなど、これまで県の取組に大変な御理解、御協力をいただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

そうした中、空港施設につきましては、入国審査施設や駐車場の整備を行ってまいりました。今後、1日当たり20便の就航を見据え、国際線、国内線の供用を前提として、ターミナルビルロビーの拡張や保安検査レーンの増設、搭乗待合の拡張など、利便性を高めるための基本設計に着手していきたいと考えております。

また、新規路線の開拓についてですが、昨年度、沖縄チャーターについては過去最高の22便が運航され、12月にはFDAによるプログラムチャーターが実現いたしました。一昨年、4年8か月ぶりに再開した国際チャーターにつきましては、韓国便など10往復20便が運航されるなど、こちらも着実に実績を積み重ねてきております。国内線、国際線の新たな定期便の就航に向けて航空会社等への働きかけを一層強化していきたいと考えております。

空港の未来像ということであります。

こうした施設の設計に着手する段階ではありますが、やはり未来に向けて、長野県の空の玄関口として様々な機能を果たせるような空港にしていくことが必要だというふうに思っております。基本的に、ビジネス交流、観光誘客、施設整備等を通じてこうしたものがさらに充実するように取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、御質問にもありましたように、空港を核として、やはり地域の産業が元気になるような取組も考えていかなければいけないというふうに思います。

加えて、松本空港は松本平広域公園と一体でございますので、周辺の皆様方をはじめ、県民の皆様方の憩いの場、集っていただくにぎわいの場、そうした場になっていくことも必要ではないかというふうに考えております。

そういう観点から、利用者の皆様方の利便性、快適性を一層向上するとともに、県民、地域の皆様方からも愛され、親しまれ、そして産業や観光の振興発展に貢献する空港となるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君） 私には熊対策について2点御質問をいただきました。

まず、広域的な熊対策員の配置についてお答えいたします。

現在、北アルプス地域にツキノワグマ出没警報、木曽及び松本地域に注意報を発出し、注意喚起を行っているところであります。6月23日には大町市で人身被害が発生するなど、市街地

や集落周辺での熊の出没事案が発生しており、従来にも増して迅速な現場対応が求められています。

県では、熊の出没や被害が発生した際に、現地における出沒要因の分析や抑止対策に関する助言等を行う熊対策員12名を広域的に配置し、市町村等と連携しながら対応に当たっているとあります。しかしながら、ドローン操作や麻酔による捕獲など専門的な技術を有し、緊急対応が可能な人材は限られておりまして、その配置も地域的な偏在が見られるなど、県内全域を十分にカバーできる体制には至っていないものと認識しております。このため、地域間の偏在解消に向け、野生鳥獣対策の知見を有する県職員OBの活用をはじめ、専門人材の確保育成を一層進めてまいります。

次に、ゾーニング管理による緩衝帯整備の促進と財政的拡充についてでございます。

ゾーニング管理は、人の生活圏と熊の生息域を区分し、すみ分けを図ることで出沒や被害の未然防止につなげる重要な取組であります。

県では、導入の加速化を図るため、本年3月に全県を対象としたゾーニング案を作成するとともに、市町村職員を対象とした研修会を開催するなど、全市町村での導入を目指しており、現在15市町村で導入済みであるほか、53市町村において導入に向けた準備や検討が進められているところであります。ゾーニングに基づく里山等の緩衝帯整備として、間伐や山際の刈り払い、河川敷の支障木の伐採などについて、市町村や地域住民の皆さんと連携し、推進してまいります。

なお、こうした取組を持続的に進めていくため、国に対して十分な予算措置を引き続き要望するとともに、森林づくり県民税を活用した関連予算を充実しているところであります。今後とも、市町村と連携し、ゾーニング管理のさらなる普及と実効性の向上に取り組むとともに、必要な財政支援の確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には子供の吃音についての把握状況と理解促進の取組についてのお尋ねでございます。

3歳児健診は、母子保健法に基づき市町村が実施する健診です。県では、言語発達や運動機能障害といった大きなくくりでの有所見者数については全ての市町村から報告いただいておりますが、その問診項目における吃音の有無や3歳児健診において確認された吃音の子供の数といった具体的事項については把握しておりません。

議員御指摘のとおり、吃音は幼児期に発症することが多く、子供自身とその周りの方が吃音について理解することを含め、子供が安心して話せる環境を早期から整えることが重要と認識

しております。このため、県としては、まず3歳児健診の問診項目や健診における吃音のある子供の状況について市町村を通じて実態の把握を行ってまいります。

そして、その結果については、研修や会議の機会を捉え、保健、医療、教育等の関係者に共有し、吃音の早期発見の重要性も含め理解を深めていただき、あわせて、関係者から保護者への理解促進の働きかけにつなげてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）吃音のある子供たちへのサポートについてのお尋ねでございます。

吃音のある子供たちを支援するためのことばの教室は、現在、県内の小学校に58教室を設置しております。吃音のある子供たちへの支援に当たっては専門性の向上が重要であることから、ことばの教室をはじめとする通級指導教室の担当者を対象とした研修会や関係者による会議を実施しているところでございます。

また、新規採用教員を対象とする研修においても吃音に関する内容を取り入れ、正しい理解を深めるとともに、適切な支援にどうつなげていくかといった内容を取り入れているところでございます。

今後は、健康福祉部とも連携しながら、医師や保健師など保健・医療の専門家を招き、研修内容の一層の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターとの連携をはじめ、教職員がチームとして子供たちを支援するよう、研修を通じて広く認識の共有を図ってまいります。引き続き、吃音のある子供たちが安心して学校生活を送り、自信を持って成長できるよう、きめ細かな支援を推進してまいります。

〔建設部長森下淳君登壇〕

○建設部長（森下淳君）私には官民連携による持続可能な公共インフラについて2点御質問をいただきましたので、順にお答えいたします。

まず、公共インフラワーキンググループの進捗状況についての御質問でございます。

市町村における土木技術職員の確保及びインフラ老朽化への対応策について協議するため本年1月に設置されました公共インフラワーキンググループにつきましては、これまでに2回開催され、主に効率的、効果的なインフラマネジメントに係る議論を進めているところでございます。

ワーキンググループのこれまでの議論では、県や市町村において持続可能なインフラメンテナンスの体制を確立するためには、官民連携を含めた地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネの取組が重要であるとの共通認識が得られたところです。

今後、まずは課題の多い道路分野を対象とし、県と市町村による広域連携体制の構築やシス

テムの共同利用、民間事業者との連携などの観点から群マネの検討を進めることにしております。引き続き、市町村などの実務者との意見交換やワーキンググループでの議論を深め、民間事業者と協働する新たなインフラマネジメントの仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、官民一体による持続可能な公共インフラの実現に向けた取組についての質問でございます。

国の民間提案型官民連携モデリング事業は、地方公共団体の抱える課題に対し民間事業者から提案された手法により解決に取り組もうとするモデル事業であり、このたび長野県が示した官民連携を含めたインフラマネジメントに係るニーズに対し、民間事業者から新たな官民連携手法について御提案いただいたところでございます。

提案いただいた手法は、県、市町村が管理する道路・橋梁を対象とし、デジタル技術を活用した業務の効率化を進めるとともに、計画立案や工事の発注など、これまで自治体職員が担ってきた多くのマネジメント業務を民間事業者が包括的に担うことで、自治体の土木技術職員不足に係る課題解決を図ろうとするものです。

今後、提案者と共に制度設計に係る具体的な検討を進めてまいります。点検・診断、補修設計、修繕工事などの実務については、これまでどおり地域の建設関係企業に参画いただくことを考えており、引き続き地域特性を熟知する地域の調査設計業、建設業を営む皆様とも意見交換をしながら、官民一体となった公共インフラの新たなマネジメントシステムの実現を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ答弁をいただきました。

群マネの手法は、技術職が不足する官民にとって今後不可欠な取組となります。今回の国によるモデル事業活用だけでなく、県単独による群マネの取組というものも積極的に展開していただきたいと考えております。建設産業が直面する人手不足を解消するとともに、これまでインフラを支えてきた地元企業が取り組めるような長野県のインフラマネジメント体制を構築していただくようお願いいたします。

吃音支援については、県内の実態をまずは調べていただけるということでありました。健診問診票への吃音項目の記載について、ぜひ、県内市町村の実態調査とともに働きかけを進めていただき、この吃音症状のある子供の把握という部分に努めていただきたいと思います。

また、正しい理解を促すための啓発リーフレットを配布する団体もあります。吃音に関する県のホームページ等も、特に現状、今はない状態でございますが、正しい理解を促す啓発の取組というものを今後検討していただければと思っております。

先ほど紹介したとおり、吃音の子供の不登校の実態などがあるということもありまして、吃音症状によってつらい思いをすることのない長野県の環境整備、また、実態調査等も含めて取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

熊対策については、これから着手していかなければならない課題も多いところであります。市街地の出沒によって、子供の送迎に伴う保護者の負担にもつながっているというお話もお聞きしていますが、この市町村市街地への出沒抑制のために、熊の個体研究やデータ蓄積などの科学的検証を進めるとともに、里山整備の抜本的な拡充によりまして里山機能復元が一層進むようをお願いしたいと思います。

最後に、空港発展についてでございますけれども、空港発展に期待を寄せる県民に対して、松本空港の夢、未来の姿を知事にもぜひ発信していただくことをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終結したいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行でございます。通告に従い順次質問させていただきます。

まず、沖縄県との交流、長野・沖縄若者交流プログラムについて。

本年3月に開催された長野・沖縄若者交流プログラム参加者による長野沖縄交流促進議員連盟への報告会において、参加者から三つの提案をいただきました。一つ目が、参加者の若者交流の関わりで、先輩として事業へ関わる場の創出。二つ目が、両県のつながりを支える仕組みで、年度をまたいだ交流やきっかけ、活動を支援するプラットフォームの構築。三つ目が、世代にかかわらない多様な交流への発展です。県においては、こうした参加者の提案を取り入れ、本事業が今後よりよいものとなるよう努めるべきと考えるが、いかがか。こども若者局長に伺います。

本年4月、信州まつもと空港から沖縄チャーター便が運航されました。このチャーター便を利用し、関副知事を中心とした理事者の皆様と、私も長野県議会議員の1人として沖縄県を訪問してまいりました。

沖縄県議会の中川京貴議長や沖縄県在中の長野県人会である沖縄・信濃ふるさと会の皆様との懇談、個人的には長浜善巳恩納村長や長野県の沖縄交流促進議連に当たる沖縄県議会沖縄県観光・スポーツ振興議員連盟の西銘啓史郎会長等と懇談するとともに、イオン那覇店とマックスバリュ座喜味店をのぞいてまいりました。

今回の訪問で感じたことは、沖縄県で最も飲食料品を扱うイオン系店舗において、長野県産日本酒の品ぞろえの少なさと、対照的な新潟県産日本酒の多さ。また、長野県フェア開催時を

除くと長野県産食品の扱いがほぼないと店舗の方にお聞きし、残念に思いました。酒蔵数において新潟県が1番で長野県は2番ですが、その差は僅かです。なのにこの違いはと驚きました。

恩納村の食堂等では、長野県の日本酒を提供しているお店がたくさんありました。また、お話しした沖縄県民の方の中には、泡盛より日本酒を好まれる方もおり、まだまだ長野県産の日本酒のおいしさが全県に広がっていないなというふうに思います。

沖縄県最大のショッピングモール「イオンモール沖縄ライカム」内のイオンスタイルライカムに行かれた関副知事も同様のことをおっしゃっていましたが、県としてもっと県産の日本酒を沖縄県民にPRする機会を増やし、イオン琉球へ取扱品種・品目を増やしてもらえるよう働きかけないかと考えます。食料品についても、果物等の季節限定の品物でだけではなく、信州そばや七味唐辛子など、沖縄県の似て非なる長野県産品も売り込んだらと考えますが、営業局長に見解を伺います。

また、沖縄・信濃ふるさと会の皆様には、スズキ・メソードにいたバイオリニストや様々な分野の会社経営者など、お仕事も人それぞれ多岐にわたっております。長野県と沖縄県の連携協定に盛り込まれている各種交流について、この皆様方にもお手伝いしていただき、推進できないかと考えます。庁内における沖縄県と長野県との連携・交流戦略チームの責任者である関副知事に、今回の沖縄訪問における交流成果及びそれを踏まえた今後の取組をお伺いいたします。

次に、がん患者支援について。

本県は、地域保健・健康増進事業報告、厚生労働省調査による統計（令和4年度）で、40歳から69歳を対象年齢としたプロセス指標では、大腸がんと子宮頸がん、乳がん検診の受診率は全国とほぼ同程度であるものの、胃がん、肺がん検診は全国をかなり下回っております。早期発見・早期治療でがんによる死亡リスクを軽減するためのがん検診はとても重要です。県として受診率を上げる取組について伺います。

現在、日本には約44.8万人の働きながら治療を続けているがん患者がいます。一方で、がんと診断された後に退職や解雇などで職を離れてしまう人が約35%に上るなど、就労継続や収入減少への対策が課題となっています。

公明党の粘り強い働きかけによって、傷病手当金の対象が支給開始日から最長1年6か月だったのが、休んだ日の通算で同期間分に達するまで受け取れるように改正されました。しかしながら、職場・企業の理解がなかなか得られずに、治療と生活の維持に大変苦しんでいるがん患者の現状が依然としてあります。

本県は、がん対策推進条例の制定など、がん患者等に対して就労への相談体制など患者支援に取り組んでこられたと承知しておりますが、がん患者の就労の現状認識について伺います。

また、経営者等の理解を一層進めていただき、就労との両立を図っていただきたいと考えます。長野県とがん対策の推進に賛同する企業及び77市町村で結んでいる長野県がん対策推進企業等連携協定について、協定締結企業数の推移と協定締結後の効果、今後の取組を伺います。

乳がんや婦人科がんの治療後に発症することが多く、手足などが腫れ上がるリンパ浮腫。がん治療直後から数年あるいは数十年後に発症する例もあるため、正確な患者数を把握することは難しいとのことですが、国内には約15万人から20万人の患者がいると推測され、患者の9割以上は女性とのこと。重症化すると、深刻な外見上の問題はもちろん、日常生活や仕事の制限も含め、生涯にわたってクオリティー・オブ・ライフ、ＱＯＬに大きく影響を及ぼします。これも早期発見と適切な治療で重症化を防ぐことができると言われています。

リンパ浮腫ネットワークジャパン代表の岩澤玉青さんによると、同団体が令和5年に行ったアンケート調査では、医療環境に困った経験のある患者が8割もいます。違和感を感じてがんの主治医に相談しても、気のせい、様子見と言われ、リンパ浮腫を発症し症状が悪化するまで放置されたケースが少なくない。専門外来を紹介されても、病院の診療枠が少なく、半年先しか予約が取れなかったなど深刻な問題となっているとのこと。リンパ浮腫の相談、がん治療から切れ目なくリンパ浮腫治療につながる体制を本県に望むところですが、本県におけるリンパ浮腫外来病院の状況について。以上を健康福祉部長に伺います。

次に、難病患者支援について。

現在、国はパーキンソン病など348疾病を指定難病として、病院で診断を受け自治体の窓口で書類を提出することで患者は医療費助成を受けられる制度があります。しかし、この疾患に付随した転倒や骨折といった傷病への医療費助成が受けられなかったケースがあると知りました。本県でこうしたケースが発生しないよう、改めて付随した傷病への医療費助成についての周知を医療機関にお願いしたいと思いますが、いかがか。

指定の難病患者には受給者証が発行されております。栃木県や群馬県等では、この受給者証を提示すると、美術館や博物館、スポーツ施設等の県立施設や多くの民間施設の利用料金が減免される制度があります。長野県内でも、イオンシネマや松本城など身障者と同様に入館料や使用料等が割引や無料となる施設がありますが、県立の施設については同様のサービスが見当たりません。

県立美術館や県立歴史館、県有スポーツ施設等の入館料や使用料を障害者手帳をお持ちの方と同様に減免し、難病患者の皆様の外出や文化・スポーツ活動への社会参加を後押ししていただきたいと考えます。

難病患者の支援を所管している健康福祉部が中心となって検討を進めていく必要があると考えるが、いかがか。以上、健康福祉部長に見解を伺います。

次に、排尿障害に関する取組について。

女性用トイレだけではなく、最近では男性用トイレ等へのサニタリーボックスの設置が多くの公共施設で進んでおり、大変うれしく思っております。

一方、尿漏れや頻尿等があっても、年のせいだからと医療機関で言われたり、本人自身もそのように思って専門医を受診、相談しないケースが多いとも聞きます。

滋賀県では、誰もが気持ちよく排せつできることによるＱＯＬの維持向上を目指し、排尿サポーターや排尿支援員の養成等を行い、排せつ支援に向けた予防・医療・ケア体系の構築に取り組んでおります。本県における排尿障害による悩みを抱えている方々のため、滋賀県の取組を参考に、本県でもＱＯＬ向上の取組を望みますが、健康福祉部長に所見を伺います。

最後に、本年２月議会で質問した高次脳機能障害者支援に加え、今回取り上げたがん患者や難病患者支援、排尿障害など、いずれも県民の生活の質、ＱＯＬに直結する重要な課題です。様々な疾病や障がいを抱えた方でも自分らしく生きがいを持って暮らせる長野県を実現するためにどのような方向で政策を推進していくのか、知事に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君）私には沖縄県との若者交流事業に参加者意見を取り入れ、進めることについて御質問をいただきました。

本事業は、両県の若者が相互に訪問し、自然、文化、歴史など相互の魅力に対する理解を深め、郷土への愛着を育み、地域づくりの核となる人材の育成を目的に昨年度から実施しております。

昨年度末に開催した報告会で、参加者からは、体験活動を通じて絆が深まった。地元を愛することの大切さを伝えていくとともに、地域貢献に向けた活動を起こしていきたいなど、参加を前向きに捉える御意見が多数出されるとともに、プログラム終了後も参加者同士がＳＮＳでつながり合うなど、日常的な交流も生まれているところです。

こうした成果は、一過性のものとせず、広がりを持たせるべきと考えておりますので、いただいた御提案も踏まえ、昨年度の参加者の方々に先輩として今年度の事前学習の場に参加いただいたり、参加者同士のネットワークづくり等を促し、交流や活動の機会を広げてまいります。また、今後も、先輩参加者の御意見を大切に、共に事業を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、本事業をよりよいものとするため、ＳＮＳを有効活用した参加者募集の強化や本県の魅力をより体験できるプログラムとしていくほか、交流会の動画を広く発信し、多くの若者や県民の皆様にも両県の魅力を深く知っていただくことにも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

〔産業労働部営業局長田中英児君登壇〕

○産業労働部営業局長（田中英児君） 私には沖縄県における長野県産品のPRについての御質問をいただきました。

県では、令和5年の沖縄県との交流連携協定締結を契機に、沖縄県内での長野県産品の販路拡張や需要拡大を目的として、商談会やフェアの開催、物産交流などに取り組んでおります。

本県と包括連携協定を結ぶイオングループのイオン琉球と連携し、計39店舗で毎年秋に開催される長野県フェアにおいて、本県を代表する農産物や加工食品等とともに県産日本酒をPRし、販売しております。また、恩納村観光協会と連携し、国内外の観光客が利用する大型リゾートホテル等において県産日本酒やワインを提供するフェアを開催しております。これらの店舗やホテルでは、フェアでの取扱いを契機に定番化され、継続的に販売、提供されるようになった商品が着実に増えているところでございます。

また、議員御提案の信州そば等につきましては、今年秋のイオンモール沖縄ライカムで開催する長野県フェアにおいて、新たにそば打ち実演を取り入れ、異なるそば食文化を持つ沖縄県の皆様に対し、長野県のそば文化の発信と併せた効果的なプロモーションを実施する予定でございます。

今後も、連携団体等と協力し、PRをさらに充実するとともに、県内へバイヤーの方を招き、直接商品を売り込んだり、また、取組の好事例を横展開するなど、フェア以降の継続取引の拡大にもつながる取組を組み合わせながら、沖縄県における長野県産品のさらなる販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔副知事関昇一郎君登壇〕

○副知事（関昇一郎君） 私には沖縄訪問における成果と今後の取組についてのお尋ねであります。

長野県と沖縄県との交流連携協定締結から3年を迎える節目に当たり、両県の交流連携を一層深め、そして、チャーター便の就航に合わせて、この4月に沖縄県を訪問させていただきました。

沖縄県の大城副知事との懇談では、観光、文化、若者交流など本年度実施予定の事業の連携について確認させていただきました。また、これまで本県の県立高校の修学旅行は旅費上限の制約がありましたが、今年度新たに各学校の裁量としたということを説明申し上げ、沖縄県側からは、修学旅行生の増加に期待が示されたところであります。

また、本年11月の首里城正殿の完成を記念し、琉球舞踊を長野県内で公演することについても協力依頼がありました。あわせて、人材・労働力不足の共通の課題について、両県での人材育成や繁忙期の違いを生かした人材交流の可能性を探っていくことを確認したところであります。

す。

今回初めて春にチャーター便を運航していただいたJTA（日本トランスオーシャン航空）には、年度内のさらなる運航を要請するとともに、旅行会社にはチャーター便を利用した旅行商品の造成への協力を依頼し、いずれも前向きな感触を得たところであります。

今回の訪問を踏まえまして、今後の定期便就航を目指して、プログラムチャーターなどチャーター便のさらなる運航拡大や、その利用促進にもつながる沖縄県での信州の認知度向上のための情報発信、信州ならではの冬の魅力や、そば、日本酒、ワインなどの食のPRなどに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、齊川長野沖縄交流アドバイザーや、議員からも御指摘をいただいた沖縄・信濃ふるさと会の皆さん、そして、若者交流の参加者とも連携した情報発信、人的交流の掘り起こしを行うなど、文化、環境、健康などを含めた多様な分野における取組を充実させ、両県の交流連携のさらなる拡大に努めてまいります。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には6点お尋ねがございました。

初めに、がん検診受診率向上に向けた取組でございます。

これまで、県では、長野県がん対策推進条例に定める「がんと向き合う週間」を中心に、市町村、医療関係者、企業等と連携し、街頭啓発や講演会など各種啓発活動を実施してまいりました。

また、検診を受診しやすい環境づくりとして、乳がんと子宮頸がんについては、市町村が配付する受診券で居住地以外の医療機関においても検診が受けられる市町村間相互乗入れ制度を市町村や県医師会と連携して運用しております。

引き続き、このような取組を通じて、がん検診の実施主体である市町村をはじめとした関係者と連携しながらがん検診受診率の向上に努めてまいります。

次に、がん患者の就労の現状認識、協定数の推移と取組の効果、そして今後の取組についてでございます。

近年は、医療の進歩により治療を受けながら働く方が増えており、国の国民生活基礎調査でも、その人数は平成22年の32.5万人から令和4年の49.9万人と増加しております。また、県内11のがん相談支援センターにおける就労に関する相談者数も、令和3年の91人から令和7年の130人と増加傾向にあることから、治療と仕事の両立のニーズは一層高まっているものと認識しております。

次に、長野県がん対策推進企業等連携協定の協定締結企業数の推移についてですが、平成22

年３月に３社との締結を契機に開始し、現在では、市町村を含め、615社等となっております。協定締結により、協定締結企業の特徴を生かしてピンバッジを作成するなど県の啓発活動に御協力いただいているほか、各企業が他の企業の優良事例を自社の取組に生かすなど、協定が企業側においても有効に活用されていると認識しております。

今後につきましては、既存の取組を継続しつつ、この協定を活用し、治療と仕事が両立できる体制づくりについても企業に働きかけてまいります。

三つ目に、リンパ浮腫外来の状況についてでございます。

がん診療においては、手術や放射線治療によってリンパ浮腫が生じることがあり、リンパ浮腫への対応はがん患者支援として重要であると認識しております。

県内の各圏域においてがん診療の中心的役割を担うがん診療連携拠点病院等では、12医療機関のうち9医療機関にリンパ浮腫専門外来が設置されており、後遺症としてリンパ浮腫が認められた場合には、切れ目なく外来受診につなぐ体制が整えられていると承知しております。また、これらの医療機関においては、ほかの医療機関でがん治療を受けた患者の受診や相談にも対応しており、長野県の診療状況は他県と比べても充実しているものと認識しております。

県としましては、治療を必要とする方が適切な医療を滞りなく受けられるよう、引き続き拠点病院等を中心とした診療連携を進めるとともに、リンパ浮腫外来の周知を今後行ってまいりたいと考えております。

四つ目に、難病に付随した傷病への医療費助成についてでございます。

難病医療費助成においては、指定難病そのものの治療に係る医療費に加え、当該難病に付随して生じた傷病に係る医療費についても助成対象となるものと承知しております。

指定難病の症状や経過は患者ごとに多様であることから、新たに生じた傷病が助成対象に該当するかどうかについては、個々の症状等を踏まえ、主治医である難病指定医等が医学的観点から判断するものと考えております。県としましては、こうした制度の適切な運用のためには指定医の制度への理解が重要であると考えており、指定医の更新申請時などの機会を捉えて周知に努めてまいります。

五つ目に、難病患者の県有施設における利用料減免についてでございます。

県有施設の入館料や使用料の減免については、料金が発生する施設ごとに、その設置目的や利用状況等を踏まえ、各施設の管理者が基準を定めております。

一方で、議員御指摘のとおり、難病患者の社会参加を後押しするという観点からは、公共施設に気軽に足を運ぶことができる環境を整えることは重要であり、利用料減免といった取組は難病患者の社会参加を促し得るものと認識しております。

このため、健康福祉部では、所管する障がい者福祉センター「サンアップル」において、難

病患者についても障がい者と同様に体育施設や会議施設の利用料を徴収しておりません。施設を所管するほかの関係部局に対しましては、まずは健康福祉部の取組を紹介するとともに、障がい者と同様に生活上の困難を抱えている難病患者への減免措置の意義について共有してまいりたいと考えております。

最後に、排尿障害に対する取組についてでございます。

令和5年度に一般社団法人日本排尿機能学会が行った疫学調査によりますと、尿意切迫感を伴ってトイレが間に合わないといった症状を呈する過活動膀胱の有病率は、20歳以上で11.9%、40歳以上で13.8%と、年齢とともに上昇することが報告されております。この調査の結果を踏まえますと、高齢化が進む本県においても、排尿障害の悩みを抱えている方が一定数いるものと考えられます。これらの方々は、他の疾患と同様に、症状に応じて当事者が自らの判断で医療機関を受診している現状であると認識しております。

一方で、徐々に進行する排尿障害については、生理的な現象や加齢によるものと受け止められることが多く、医療機関への受診につながりにくい可能性がございます。排尿障害は、適切な治療を行うことで症状の改善が期待でき、QOLの向上にもつながるものもあるため、県としましては、まずは医療機関等へ現在の課題感等を確認しつつ、滋賀県などの先進的な事例を参考にしながら、早期の相談から適切な診療につなげるための取組について検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には様々な疾病や障がいを抱えた方でも自分らしく生きがいを持って暮らせる長野県を実現するため、どのような方向性で政策を進めるのかという御質問でございます。

こうした方をしっかり支えていくためには、医療面、生活面の両面から取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

県では、信州保健医療総合計画におきまして、保健、医療、福祉が連携した切れ目のない地域包括ケア体制の構築を基本方針として、高次脳機能障害や難病等における診療拠点病院の設置、がん患者や難病患者等に対する相談支援体制の構築、各種医療費助成による経済的負担の軽減などの取組を複合的に進めてまいりました。

一方、医療の高度化により多様な療養生活が可能となっている状況を踏まえますと、県内どこに住んでいても必要な医療が受けられる体制の構築や、また、通院しながら働く方の治療と仕事の両立、あるいは就労への支援の充実、こうしたことを今後一層力を入れて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。そのため、専門の医療機関と地域の医療機

関の役割分担と連携強化によります診療体制の確保や、本年４月に改正労働施策総合推進法が施行されましたが、職場における治療と仕事の両立支援の環境整備が事業主の努力義務とされました。これを契機として、多様な働き方について事業主の一層の理解の促進を図っていくことが重要というふうに考えております。

引き続き当事者の皆様方の思いに寄り添った支援の充実を図り、誰もが希望と生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる長野県の実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

沖縄県とは、人的及び物産、文化等さらなる交流を期待するとともに、沖縄定期便就航の早期実現への引き続きの取組にも期待いたします。

心身に悩みや疾患、障がいのある方でも生きがいや希望を持って前向きに人生を送れる県の支援体制が一層進むように願い、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時47分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）初めに、県立高等学校の特色化について質問いたします。

これからは偏差値による進路選択から脱却し、生徒一人一人が興味や関心、将来の夢や希望に応じて、この学校で学びたいと思える進路選択ができる環境づくりが重要と考えます。

高校では、時代の変化や地域の実情を踏まえ、各校がこれまで果たしてきた役割を生かしながら特色ある学校づくりを展開しております。専門学科を有する高校については、その教育内容や学びの特色を比較的打ち出しやすい一方、普通科高校は、大学進学だけでなく、探究活動や地域連携、国際教育など、それぞれの学校ならではの魅力をどう構築し、発信していくかが課題であると感じております。また、少子化が進む中、高校は選ばれる学校へと転換していく必要もあります。

そこで、伺います。

県立高等学校の特色化、特に普通科高校の特色化について、生徒や保護者から学びたい学校

として選ばれる学校づくりをどう進めるのか、教育長の所見を伺います。

高校の特色化が進み、生徒が、偏差値だけではなく、自らの興味や関心、学びたいことを基準に学校を選ぶようになれば、一つの学校の中でも、学力や個性、卒業後の進路希望はこれまで以上に多様になることが想定されます。生徒一人一人に寄り添い支える教職員にとっては大きな挑戦であり、負担増を懸念する声もあります。

しかし、小中学校では、一人一人の好きや楽しいという気持ちを大切にしながら主体的な学びを育む教育、T O C O - T O N（トコトン）が進められており、高校教育もその延長線上にあるべきであります。偏差値による進路選択から脱却し、生徒一人一人が自分らしい学びを選択できる高校づくりを進める上で、高校の特色化に込める教育長の思い、そして目指す高校教育の姿について伺います。

続いて、自転車についてです。

4月から、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。自転車利用者の交通ルール遵守を徹底し、事故防止を図る趣旨は理解します。一方、自転車は原則として車道通行となり、地域の幹線道路では、これまで歩道を利用していた自転車の高校生などが車道を走行する姿を見かけるようになりました。地元からは、歩道に歩行者がほとんどいないのに交通量の多い車道を自転車が走り、自転車も自動車も危険を感じるとの声が寄せられています。

道路交通法では、安全確保のためやむを得ない場合は歩道通行も認められておりますが、新制度の導入により原則車道という認識だけが先行し、地域の実情との間に戸惑いが生じております。

そこで、質問します。

自転車の交通反則通告制度導入後の県内の状況をどのように認識しておりますか。また、道路状況に応じた適切な通行方法について、安全面の観点から、県民に対して県警として分かりやすく周知すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、阿部県警本部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県立高校の特色化について2点御質問をいただきました。

まず、普通科高校の特色化についてでございます。

生徒の生活環境や背景が多様化する中、普通科高校は、生徒の多様なニーズに応える受皿として、不登校経験のある生徒や特別な支援を必要とする生徒を含め、誰一人取り残さない学びの環境を整える重要な役割を担っていると認識しております。

このため、生徒一人一人の興味関心に応じた柔軟な学びを実現するために、学校内で完結す

ることなく、地元自治体や企業、大学等と連携協働した学びや、特色ある部活動、生徒会活動など生徒が主体的に取り組む活動が重要であり、これらを普通科高校の強みとして一層充実発展させていく必要があると考えております。

引き続き、各校の強みを特色として打ち出し、分かりやすく発信することで、中学生や保護者から選ばれる高校づくりに取り組んでまいります。

続きまして、高校特色化への私の思いと目指す高校教育の姿についてでございます。

生徒がたくましく成長するためには、信頼され、その主体性に任せられる経験を積むことが重要であると考えております。失敗や挫折を経験することもございますが、それを支え、次の成長に向け伴走するのが教師の役割であると考えております。

幸い、長野県の高校には、生徒の自主的、自律的な活動を重視してきた伝統がございます。高校の特色化においても、生徒の力を信じ、生徒と共に取組を進めてまいりたいと考えております。

また、少子高齢化の急激な進行や、A I、D Xの急速な進展など、社会が大きく変化する時代においては、柔軟であることが重要であると考えております。さらに、生徒の学び方や価値観が多様化し、一斉一律の教育システムでは対応が難しくなっている中、多様性を受け止める寛容さも求められていると考えております。

新しい時代にふさわしい高校教育を実現するために、前例や固定観念にとらわれがちな学校の当たり前を見直し、生徒を中心に据え、多様性に対して柔軟かつ寛容な姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

公立学校は、地域の課題や願い、また生徒や保護者のニーズに応え、学習者主体の学びを実現することが最も重要であると考え、それを目指し、特色化を推進してまいり所存でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）警察には自転車の交通反則通告制度導入後の状況に関する認識と自転車の通行方法の周知について御質問をいただきました。

自転車事故の発生件数を見ますと、本年5月末時点で178件であり、前年比マイナス20件と、青切符制度導入は事故防止に一定の効果があるとの見方ができると考えております。

他方で、自転車の通行方法に関する問合せが多数寄せられているほか、自転車事故のうち自転車側に何らかの交通違反がある事故が全体の約8割を占めているなど、自転車の交通ルールのさらなる周知が必要であると認識しております。

問合せの中で特に多い歩道通行の可否につきましては、普通自転車は道路標識等がある場所や13歳未満の方など特定の方が運転するとき、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認

められるときには歩道を通行することができます。

ここで、「やむを得ないと認められるとき」とは、道路工事や連続した駐車車両のため車道の左側を通行することが困難なときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、車道を通行すると事故の危険があるときのことであり、このように、自転車は車道通行が原則であるものの、歩道通行も多くの場合に可能となっております。

また、自転車の違反取締りの基本的な考え方といたしまして、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった悪質危険な行為に重点を置いており、単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に指導警告で原則対応することとしております。

このようなルールや制度の周知を図るため、県警察では、例えば自転車の交通ルールや取締りの考え方等を分かりやすくまとめた資料、「自転車のルールブック～高校生編～」を作成して県下の高等学校に配付し、必要に応じ警察官が学校等に赴き、直接生徒の皆さんに説明し、内容の周知を図っております。

引き続き様々な機会を利用して、自転車の交通ルールや制度の内容を丁寧かつ分かりやすく説明し、周知を図ってまいり所存であります。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁いただきました。

まず、高校の特色化ですけれども、教育長の思いを伺いました。ちょっと変わった目線になるのですけれども、地元の高校を回ってまいりました。その中で、各校は少ない予算で特色化について頑張っておりました。

さらなる支援としてお願いしたいという部分が、再編統合の新校ではない学校の施設の改修ということになります。学校選びという話をさせていただきましたが、古い校舎の学校と新しい学校では、その時点で子供たちの受けが全く異なります。特色化が正当に評価されるためにも、学校や生徒の頑張りが正当に評価されるためにも、これは知事部局かもしれませんけれども、施設の改修を強く要望したいと思います。

自転車について本部長からお話いただきました。やはり、分かりにくいというのが一番かというふうに思います。ぜひ、お話しいただいたような形で、高校生、また自転車を運転する方々に理解していただけるような説明をしていただければと思います。

しかし、この原則車道というのは、どうしても地方では危険が増していると思っております。危険が増せば事故が起きると思いますので、これは、知事、ぜひ知事会長として、地方の実情として国への提言をお願いしたいと思います。

続いて、観光地づくりの質問をしたいと思います。

本県は、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進しており、今月から徴収が始まりました宿泊税の用途としても大きなウエートを占めていると考えます。その中で、山小屋や山荘は、宿泊機能に加え、登山道の維持管理、安全確認、遭難時の避難場所や救助活動への協力、登山者への情報提供、自然環境の保全など、多面的な役割を担う山岳観光の重要な基盤であります。

一方、山岳地域という特殊な立地に加え、物価高騰や施設の老朽化により、維持管理や大規模改修、建て替えは大変厳しい状況にあります。

そこで、伺います。

山小屋の実態把握や財政支援を含め、山岳観光インフラとしての維持存続を支える新たな支援策を検討すべきと考えますが、公助と自助の適切な役割分担の下で、長野県独自の新しい山岳インフラ支援制度についての見解を伺います。

11月定例会で提案いたしました、本県では、宿泊税を活用した山岳観光の振興策として、自然・文化・アクティビティーに関するガイドを養成するとともに、ガイドの認定制度を検討しております。もちろん、ガイドには、安全管理の知識や技術、自然や歴史文化に関する専門的な知識、さらには外国人観光客への対応力などが求められていることは言うまでもありません。

一方で、単に山を案内するだけではなく、また長野の山に来たい、次は家族や友人を連れてきたいと思っていただくことが重要であり、そのためには、登山者や観光客との信頼関係を築くコミュニケーション能力やおもてなしの心、地域の魅力を伝える力こそこれからのガイドに求められる資質であり、ガイドは長野県の山岳観光の最前線に立つ観光大使とも言える存在となります。

そこで、伺います。

宿泊税を活用したガイドの養成に当たり、コミュニケーション能力や接遇力、地域の文化や暮らしの魅力を伝える力、人間力を高める視点をどのように取り入れていくのでしょうか。以上を柳井観光スポーツ部長に質問いたします。

本県は森林県であり、ツキノワグマの生息域は県内全域に広がっていることから、山には熊がいるという認識を県民や登山者、観光客が共有することが重要であります。人里で目撃された熊については、追い払いから緊急銃猟まで、その個体の行動特性を踏まえながら、人身被害防止を最優先に対応しているものと認識しております。

一方、登山道は熊の生息域であり、近年は、登山やトレッキング客の増加に伴い、熊との遭遇リスクも高まっており、本県が世界水準の山岳高原観光地を目指すのであれば、景観や利便性だけでなく、安心して楽しめる環境の整備が不可欠であります。

そこで、伺います。

県は、熊などの野生動物との共生を前提としながら、登山者の安全確保をどのように図り、世界水準の山岳観光地として安全対策を進めていくのでしょうか。千代林務部長に伺います。

昨年11月の定例会で、地域住民が幸せに感じることができる観光振興ということで知事に答弁をいただきました。今回は、まず、世界水準とは、雄大な自然や観光資源だけではなく、誰もが安心して山岳高原を楽しみ、安全に帰ることができる環境が備わってこそ実現するものの視点で質問したいと思います。

知事は、本県の山岳高原の安全性について、世界に誇れる水準にあると考えておりますか。また、世界水準の山岳高原観光地をさらに進化させるためには、今後長野県はどのような姿を目指していくべきでしょうか。図らずも知事の任期最後の質問となりましたが、その決意と展望を伺います。

〔観光スポーツ部長柳井和則君登壇〕

○観光スポーツ部長（柳井和則君） 私には世界水準の山岳高原観光地の実現について2点お尋ねをいただきました。

まず、多面的な役割を担う山小屋への支援についてでございます。

山小屋は、本県の山岳観光において、登山者の安全確保や快適な滞在を支えるとともに、登山道の維持や遭難対応などの公益的機能を担っております。安全登山と山岳の適正利用において欠かせない存在であり、世界水準の山岳高原観光地を目指す上でも、その役割は不可欠であると認識しております。

一方で、多くの山小屋は国立公園などの自然公園内に位置し、生活に必要なインフラの届かない苛酷な立地条件にあり、また、昨今の物価高騰の影響により、山小屋の維持管理が厳しい状況にあると受け止めております。

こうした中、観光スポーツ部では、これまで、山小屋の公益的機能の維持のための支援金の支給や、「ガチなが」などのクラウドファンディングを活用した寄附金の募集、分配を行ってきたほか、現在は、快適な滞在環境の向上や予約管理などのデジタル化、エネルギーコスト負担軽減に資する補助制度などにより支援を行っているところです。

また、環境部では、山小屋が行っている登山道や標識、看板の整備に対してふるさと信州寄付金などを活用した支援を行っているほか、環境配慮型トイレの整備に対する国の補助制度の積極的な活用を促しております。

山小屋は、防災や環境保全といった側面も有する山岳観光インフラであることから、今後も引き続き山岳関係者の意見を伺うとともに、関係部局とも連携しながら支援の在り方について検討してまいります。

次に、ガイド養成に当たり求められる能力についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、本県が世界水準の山岳高原観光地を目指す上で、観光ガイドが有するコミュニケーション能力や接遇力などは極めて重要な要素であると認識しております。

現在、県では、宿泊税を活用して、本県の豊かな自然、歴史文化を生かした体験型観光、いわゆるアドベンチャートラベルをサポートできる質の高い通訳ガイドを養成、認定する仕組みづくりを進めております。

養成に当たっては、接遇・ホスピタリティーの研修や、観光資源の魅力をより効果的に伝えるための解説スキルの習得にも重点を置き、座学だけでなく、ロールプレーや実地研修などを組み合わせることで実践的な対応力を身につけられるカリキュラムとなるよう検討を進めております。

これらの取組を通じて、本県の魅力を的確かつ効果的に伝え、リピーターの増加にもつながる質の高いガイドの育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔林務部長千代登君登壇〕

○林務部長（千代登君）私には熊などの野生動物との共生を前提とした登山者の安全対策について御質問をいただきました。

本県は、森林が県土の大部分を占めておりまして、熊はどこにでも生息しているという基本認識に立つことが重要であると考えております。特に、登山道や山林内は、本来熊の生息域であることから、登山者自らが熊と出会わない行動を徹底していただくことを基本としております。

県といたしましては、外国人を含む登山者に対し、多言語リーフレットの配布や注意喚起看板の設置などにより具体的な回避行動の周知に努めているところであります。具体的には、音の出るものを持ち歩く、ごみは持ち帰る、複数人で行動するといった対策であります。

今後とも、観光スポーツ部とも連携し、情報発信と注意喚起の充実を図り、山岳域における安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まず世界水準の山岳高原観光地の実現に関連して、本県の山岳高原の安全性について世界に誇れる水準にあると考えているのか、また、世界水準の山岳高原観光地をさらに進化させるためにどのような姿を目指していくのかという御質問を頂戴いたしました。

まず、本県の山岳高原は、雄大な自然景観、豊かな自然環境を有し、国内外から多くの方々

を今日引きつけており、世界に誇るべき貴重な観光資源がたくさんある県だというふうに思っております。そういう観点で、来訪される方が安全・安心にお楽しみいただける環境をつくっていくということは重要な観点だというふうに考えております。

安全性について世界に誇れる水準かどうかという御質問でございますが、世界の観光地、山岳高原観光地ごとに、それぞれ自然条件や登山文化、安全性に対する考え方等が必ずしも一律ではないので単純に比較することはなかなか難しいのではないかと考えておりますが、本県は、これまで、全国に先駆けて、登山安全条例の制定、登山の難易度を山ごと、登山路ごとに評価して情報提供する信州山のグレーディングであったり、あるいは、独自の登山ガイドであります信州登山案内人制度など、安全登山に関する様々な取組を進めてきたところであります。本県の安全登山の取組は日本の中では非常に進んでいるものというふうに考えております。

今、世界から多くの皆様方が長野県にお越しいただいております。インバウンドのお客様に対する対応をしなければいけないと同時に、様々な課題にも対応していかなければいけません。そういう観点で、私どもは、やはり海外の優れた事例にも謙虚に学んでいくということが不可欠だというふうに思っています。

日本だけを見ていると、どうしてもこれが当たり前という話になりますが、世界の観光地に行くといろいろな工夫や仕組みがあったり、観光客にとって非常に便利な対応をいただいているところもたくさんありますので、そういうことに対してもっともっと敏感でなければいけないというふうに思っております。

多言語による情報発信や表示、語学も堪能な山岳ガイドの育成、安全・安心につながるような情報の提供など、快適性と安全性を一層高めていくように海外に学びながら努力をしていくことが重要だというふうに考えております。

また、世界水準の山岳高原観光地のどういう姿を目指すかという御質問ですが、10年以上前にこの世界水準の山岳高原観光地を構想した際、幾つか重要なポイントがございました。

一つは、やはりコンセプトに基づいた独自の価値が提供されているということ、それから、世界の観光市場の中でしっかりと認知されているということ、また、マネジメント体制が整っているといったようなことを目指して取組を始めたところでございます。

例えば、今の御質問にも関連しますが、やはり上質なものを提供していくことや、海外に学びながら新しい観光スタイルを長野県として提供していくこと、さらには、年齢や国籍、身体能力の差違にかかわらず多くの皆さんにお楽しみいただけるユニバーサルな環境をつくっていくこと、また、本県が守り続けてきた自然環境を保全しながらも、そうした自然を積極的に生かしていくこと、さらには必要な安全性を担保していくこと、こうしたことを行いつつ、一方で、県民の皆様方がこの長野県の観光地に誇りを持てる、愛着を持てる、そうした観光地づく

りを進めていくことがこれからも重要だというふうに考えております。

世界水準というのは、世界のどこかのまねをするということではなく、本県の豊かな自然と山岳文化をしっかりと守り育てながら、世界中の方々から信頼され、何度でも信州に来たいな、訪れたいなというふうに思っただけの価値をつくり続けることだというふうに考えております。その実現に向けて、関係の皆様方と力を合わせて、不断の挑戦を続けていきたいと考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） 御丁寧な答弁をいただきました。

時間の都合上全てに返すことはできませんが、地元からも、そして世界中からも愛される山岳高原観光地となることを期待しております。

以上です。

○議長（依田明善君） 以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（依田明善君） お諮りいたします。第27号「収用委員会委員及び収用委員会予備委員の選任について」及び第28号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（依田明善君） 次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（依田明善君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和7年度長野県一般会計及び令和7年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和7年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和7年度長野県流域下水道事業会計、令和7年度長野県電気事業会計及び令和7年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（依田明善君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「4 決算特別委員会委員名簿」参照〕

○議長（依田明善君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に小林あや議員を、副委員長に向山賢悟議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に小林あや議員を、副委員長に向山賢悟議員を選任することに決定いたしました。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（依田明善君）次に、去る２月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「５ 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情取下げの件

○議長（依田明善君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、陳情の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「６ 陳情取下願」参照〕

●議員提出議案の報告

○議長（依田明善君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第１号

更生保護活動への支援の強化を求める意見書案提出書

令和８年６月２５日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

風 間 辰 一 小 林 東 一 郎 小 山 仁 志

清 水 純 子 毛 利 栄 子

賛 成 者

宮 本 衡 司	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	小 池 清
丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭	堀 内 孝 人
酒 井 茂	共 田 武 史	寺 沢 功 希
大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	竹 内 正 美
丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	山 田 英 喜
向 山 賢 悟	早 川 大 地	垣 内 将 邦
青 木 崇	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	小 林 陽 子	林 和 明
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	和 田 明 子	両 角 友 成
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文
小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法
整備の早期実現を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦

竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	池	久	長
百	瀬	智	之	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	宮	澤	敏	文				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

中山間地における地域防災力の強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木 祥二

賛成者

小	林	東	一	郎	服	部	宏	昭	萩	原		清
風	間	辰	一		西	沢	正	隆	宮	本	衡	司
小	池		清		丸	山	栄	一	山	岸	喜	昭
堀	内	孝	人		酒	井		茂	共	田	武	史
寺	沢	功	希		大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美		丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜		向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦		青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	子		続	木	幹	夫	埋	橋	茂	人
花	岡	賢	一		望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	子		竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	明		小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	之		清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	仁		グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	彦		加	藤	康	治	勝	野	智	行

勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子
両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

自衛隊員の処遇改善等を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求
める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木 祥 二

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提出者

小林 東一郎

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司
小池 清	丸山 栄一	山岸 喜昭
堀内 孝人	酒井 茂	共田 武史
寺沢 功希	大畑 俊隆	宮下 克彦
竹内 正美	丸茂 岳人	大井 岳夫
山田 英喜	向山 賢悟	早川 大地
垣内 将邦	青木 崇	荒井 武志
高島 陽子	埋橋 茂人	続木 幹夫
花岡 賢一	望月 義寿	佐藤 千枝
丸山 寿子	竹村 直子	小林 陽子
林 和明	小山 仁志	小池 久長
百瀬 智之	清水 正康	小林 あや
奥村 健仁	グレート無茶	清水 純子
川上 信彦	加藤 康治	勝野 智行
勝山 秀夫	毛利 栄子	和田 明子
両角 友成	山口 典久	藤岡 義英
宮澤 敏文	小林 君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田 明善 様

提出者

小林 東一郎 毛利 栄子

賛成者

佐々木 祥二	服部 宏昭	萩原 清
風間 辰一	西沢 正隆	宮本 衡司

小	池	清	丸	山	栄	一	山	岸	喜	昭
堀	内	孝	酒	井	茂		共	田	武	史
寺	沢	功	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	青	木		崇	荒	井	武	志
高	島	陽	埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫
花	岡	賢	望	月	義	寿	佐	藤	千	枝
丸	山	寿	竹	村	直	子	小	林	陽	子
林		和	小	山	仁	志	小	池	久	長
百	瀬	智	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	グ	レ	ー	ト	清	水	純	子
川	上	信	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男							

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小林東一郎

賛成者

佐々木	祥二	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	丸山	栄一	山岸	喜昭
堀内	孝人	酒井	茂	共田	武史
寺沢	功希	大畑	俊隆	宮下	克彦
竹内	正美	丸茂	岳人	大井	岳夫
山田	英喜	向山	賢悟	早川	大地

垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見

書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 林 東一郎 小 林 陽 子

賛 成 者

小 山 仁 志	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子
竹 村 直 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

地域の裁判所の充実を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

小山仁志 丸山栄一 小林東一郎

清水純子 毛利栄子

賛成者

佐々木祥二 服部宏昭 萩原清

風間辰一 西沢正隆 宮本衡司

小池清 山岸喜昭 堀内孝人

酒井茂 共田武史 寺沢功希

大畑俊隆 宮下克彦 竹内正美

丸茂岳人 大井岳夫 山田英喜

向山賢悟 早川大地 垣内将邦

青木崇 荒井武志 高島陽子

埋橋茂人 続木幹夫 花岡賢一

望月義寿 佐藤千枝 丸山寿子

竹村直子 小林陽子 林和明

小池久長 百瀬智之 清水正康

小林あや 奥村健仁 グレート無茶

川上信彦 加藤康治 勝野智行

勝山秀夫 和田明子 両角友成

山口典久 藤岡義英 宮澤敏文

小林君男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

小 山 仁 志

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東一郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援
する制度を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
続 木 幹 夫	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 山 秀 夫
勝 野 智 行	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第13号

住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求め
る意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

佐々木 祥 二	服 部 宏 昭	萩 原 清
風 間 辰 一	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史

寺	沢	功	希	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
竹	内	正	美	丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫
山	田	英	喜	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	邦	青	木		崇	小	林	東	一郎
荒	井	武	志	高	島	陽	子	埋	橋	茂	人
続	木	幹	夫	花	岡	賢	一	望	月	義	寿
佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子	竹	村	直	子
小	林	陽	子	林		和	明	小	山	仁	志
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	毛	利	栄	子	和	田	明	子
両	角	友	成	山	口	典	久	藤	岡	義	英
宮	澤	敏	文	小	林	君	男				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第14号

医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等
の適正化を求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依田明善様

提出者

佐々木	祥二	小林	東一郎	小山	仁志
清水	純子	毛利	栄子		

賛成者

丸山	栄一	服部	宏昭	萩原	清
風間	辰一	西沢	正隆	宮本	衡司
小池	清	山岸	喜昭	堀内	孝人
酒井	茂	共田	武史	寺沢	功希
大畑	俊隆	宮下	克彦	竹内	正美
丸茂	岳人	大井	岳夫	山田	英喜
向山	賢悟	早川	大地	垣内	将邦

青	木	崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子	
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明
小	池	久	長	百	瀬	智	之	清	水	正	康
小	林	あ	や	奥	村	健	仁	グ	レ	ー	ト
川	上	信	彦	加	藤	康	治	勝	野	智	行
勝	山	秀	夫	和	田	明	子	両	角	友	成
山	口	典	久	藤	岡	義	英	宮	澤	敏	文
小	林	君	男								

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第15号

中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守る
ことを求める意見書案提出書

令和8年6月25日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

提 出 者

佐々木	祥	二	小	林	東一郎	小	山	仁	志
清	水	純	子	毛	利	栄	子		

賛 成 者

丸	山	栄	一	服	部	宏	昭	萩	原	清	
風	間	辰	一	西	沢	正	隆	宮	本	衡	司
小	池		清	山	岸	喜	昭	堀	内	孝	人
酒	井		茂	共	田	武	史	寺	沢	功	希
大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦	竹	内	正	美
丸	茂	岳	人	大	井	岳	夫	山	田	英	喜
向	山	賢	悟	早	川	大	地	垣	内	将	邦
青	木		崇	荒	井	武	志	高	島	陽	子
埋	橋	茂	人	続	木	幹	夫	花	岡	賢	一
望	月	義	寿	佐	藤	千	枝	丸	山	寿	子
竹	村	直	子	小	林	陽	子	林		和	明

小 池 久 長 百 瀬 智 之 清 水 正 康
小 林 あ や 奥 村 健 仁 グレート無茶
川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）最初に、議第1号「更生保護活動への支援の強化を求める意見書案」、議第3号「中山間地における地域防災力の強化を求める意見書案」、議第4号「自衛隊員の処遇改善等を求める意見書案」、議第5号「こどもや若者を性犯罪・性暴力から守る取組の推進を求める意見書案」、議第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第7号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」、議第8号「持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書案」、議第10号「地域の裁判所の充実を求める意見書案」、議第11号「交通安全に向けた取組の一層の強化を求める意見書案」、議第12号「ケアラーを支えるための基本的な考え方を整備し、支援する制度を求める意見書案」、議第13号「住まいの安定確保に向けた居住支援の抜本的強化を求める意見書案」、議第14号「医療・介護分野における人材確保と有料職業紹介事業等の適正化を求める意見書案」及び議第15号「中東情勢の早期解決と物価高騰から国民の暮らしを守ることを求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第2号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（依田明善君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（依田明善君）次に、議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林陽子議員。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」の提案理由の説明を申し上げます。

近年、インターネットやSNSの普及により、子供や若者を取り巻く環境は大きく変化しています。その利便性が高まる一方で、SNSを通じた性被害や性的搾取、性に関するトラブルは深刻化しており、全国的にも被害の低年齢化が指摘されています。

警視庁の統計などを見ましても、SNSをきっかけとする犯罪被害は依然として発生しており、子供たちが知らず知らずのうちに危険に巻き込まれる事例も少なくありません。また、インターネット上には真偽の不確かな情報があふれ、性に関する誤った知識や偏った価値観に触れる機会も増えています。

そのような中で、子供や若者が自分自身を守り、他者の尊厳を尊重しながら健やかに成長し

ていくためには、発達段階に応じた正しい知識を身につけることが重要です。

包括的性教育は、単に生殖や体の仕組みを学ぶものではありません。自分の体を大切にすること、相手を尊重すること、多様な生き方や価値観を理解すること、そして、困ったときには適切に相談し、支援につながることを学ぶ教育です。こうした学びは、性暴力や性被害の予防、望まない妊娠の防止、人権意識の向上にもつながるものであり、子供たちが安全に安心して暮らしていくための基盤となります。

長野県教育委員会においても、子供たちの生きづらさの背景に多様性が十分に尊重されていない状況があると認識し、自他を大切にすること、人権教育の重要性が高まっているとしています。また、性に関する指導が科学的知識の伝達にとどまりがちであり、児童生徒一人一人の生き方や人権尊重といった視点が十分に体系化されていないことを課題として明確に示しています。この点からも、包括的性教育の考え方を取り入れた指導の充実、県教育委員会としても子供のウェルビーイングの向上につながると認識されているところであります。

一方で、学校現場では、教員が性に関する相談を受ける機会が増えているにもかかわらず、十分な研修機会や教材、外部専門人材との連携体制が必ずしも整っているとは言えません。また、学校だけでなく、家庭や地域においても学ぶ機会には大きな差があり、必要な支援にたどり着けない子供や若者も存在しています。

長野県においても、子供たちが安心して成長できる環境づくりは重要な課題であります。誰もが自らの尊厳を守り、他者の権利を尊重できる社会を実現するためには、学校、家庭、地域社会、行政が連携し、社会全体で子供や若者を支える仕組みを充実させていかなければなりません。

本意見書案は、その実現に向けて国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく包括的性教育を学習指導要領に位置づけること、教員研修や外部講師の活用への支援を強化すること、学校のみならず家庭や地域での学習機会の充実を図ること、そして性被害の未然防止や早期発見のための相談支援体制を強化することを国に求めるものであります。

子供たちや若者が自分らしく安心して生きることのできる社会を次の世代へ引き継いでいくことは、私たち大人の責務であります。本意見書案の趣旨を御理解いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（依田明善君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決

定いたしました。

質疑の通告がありませんので、本案につき討論をいたします。

竹内正美議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自民党県議団を代表して、議第9号「包括的性教育の推進及び性被害対策の拡充を求める意見書案」に反対の立場から討論いたします。

私は、これまでの一般質問で、性被害に関して何度か取り上げてきました。また、自民党全国女性議員研修会において、性被害の当事者と性被害者支援団体の担当者から性被害についての実情や抱えている課題などもお聞きしてまいりました。

そこで、まず申し上げたいのは、性教育の推進や子供・若者を性被害から守るための対策の充実、そのための相談体制や支援体制の強化については何ら異論はありません。近年、SNS等を介した性犯罪や性被害は深刻化しており、子供たちが正しい知識を身につけ、自分自身を守る力を育むことは極めて重要です。また、被害を受けた方が安心して相談できる体制を整えることも必要不可欠であります。

しかしながら、本意見書案には賛同できない点が幾つかあります。

第一に、包括的性教育という言葉そのものの定義が曖昧であることです。本意見書案では、その定義や具体的な内容が十分示されないまま包括的性教育の推進を求めています。教育現場で新たな教育内容を位置づける以上、何を指すのか、その目的や範囲を明確にすることは不可欠です。しかし、本意見書案は、その説明が十分とは言えません。

第二に、本意見書案では、国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づく内容を学習指導要領へ位置づけるよう求めています。国際的な知見を参考にすること自体を否定するものではありません。しかし、日本には、長い歴史の中で培われた日本の教育制度や文化、家庭教育、地域社会があります。国際的な指針をそのまま学習指導要領へ位置づけることが本当に我が国の教育に適しているのかについては慎重な検討が必要です。

第三に、本意見書案は、現場への配慮が十分とは言えません。1番目の項目では、単に学習指導要領への位置づけを求めています。十分に整理されていない、また、十分に受入れ態勢が整っていない現段階で、定義が明確でない内容を学習指導要領へ位置づけた場合、学校現場や教職員に混乱を生じさせるおそれがあります。教育は、理念だけでなく、現場で実践できる内容でなければなりません。

意見書は、提出することに意義があるものではないと考えます。意見書は、実現のために提出されるべきものです。学習指導要領へ位置づけるという結論だけを求めるのではなく、どの

ような制度設計で実施し、現場を支えていくのかまで議論されるべきではないでしょうか。

現在でも、学校では、「生命の安全教育」をはじめ、性犯罪や性暴力の防止に向けた取組が進められています。包括的性教育や国際セクシュアリティ教育ガイダンスについて、拙速に導入や位置づけを求めるのではなく、まずはこうした既存の教育や取組を十分に充実させ、その成果や課題を検証し、同時に本県の研究検討を深めることが本来であると考えます。

意見書とは、課題解決に向けて、今まさに必要な施策を求めるべきものであるべきです。本意見書案は、理念が先行し、要望の前提となる内容の整理や説明が十分とは言えず、県議会として提出する意見書としては適当ではないと判断いたします。

以上の理由により、本意見書案に反対するものであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（依田明善君）以上で討論は終局いたしました。

本案を採決いたします。

この採決は、議長が必要と認めますので記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて55人であります。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は白票を、これを否とする議員は青票を、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔職員氏名点呼・投票〕

○議長（依田明善君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開 票〕

○議長（依田明善君）投票の結果を報告いたします。

投票総数 54 票

白 票 31 票

青 票 23 票

以上のとおり白票が多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔参 照〕

原案可決を可とする者の氏名

竹 村 直 子	小 林 陽 子	勝 山 秀 夫	グレート無茶
奥 村 健 仁	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	小 林 君 男
勝 野 智 行	加 藤 康 治	小 林 あ や	清 水 正 康
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	山 口 典 久	藤 岡 義 英
川 上 信 彦	百 瀬 智 之	小 山 仁 志	高 島 陽 子
荒 井 武 志	埋 橋 茂 人	続 木 幹 夫	中 川 博 司
両 角 友 成	清 水 純 子	小 池 久 長	小 林 東 一 郎
毛 利 栄 子	和 田 明 子	宮 澤 敏 文	

原案可決を否とする者の氏名

青 木 崇	垣 内 将 邦	早 川 大 地	向 山 賢 悟
山 田 英 喜	大 井 岳 夫	丸 茂 岳 人	竹 内 正 美
宮 下 克 彦	大 畑 俊 隆	寺 沢 功 希	共 田 武 史
酒 井 茂	堀 内 孝 人	山 岸 喜 昭	丸 山 栄 一
小 池 清	宮 本 衡 司	西 沢 正 隆	風 間 辰 一
佐々木 祥 二	萩 原 清	服 部 宏 昭	

○議長（依田明善君）次会は、来る7月3日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時38分散会